

GIFU

岐阜県保全協会報

2001 / 第45号

平成13年1月1日発行

題字：梶原拓岐岐阜県知事

HOZEN



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

目 次

あいさつ	年頭にあたって	(社)岐阜県産業環境保全協会理事長 中本 貞実 … 1
		役員一同 … 2

特 集	「家電リサイクル法完全施行に向けて」	岐阜県健康福祉環境部環境政策課 … 3
		(リサイクル推進室)
	「美しく豊かな生活都市 ぎふ」をめざして	
	— 岐阜市の不法投棄防止対策 —	岐阜市環境部環境管理課 … 11

特 集	わがまちの産業廃棄物問題と対策	川島町長 野田 敏雄 … 16
		古川町長 菅 沼 武 … 17

行政ニュース	「おたくの蛍光灯は大丈夫ですか。許可更新手続きはお早めをお願いします。マニフェスト制度が変わりました。 廃掃法施行令の改正について」	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課 … 18
	「E工場(岐阜県環境配慮事業所)として59事業所を登録」	岐阜県健康福祉環境部環境管理課大気環境係 … 23
	「ダイオキシン類の自主測定はお済みですか?」	岐阜県健康福祉環境部環境管理課環境安全担当 … 27
	「環境白書【平成12年】の概要」	岐阜県健康福祉環境部環境政策課 … 32

協会だより	平成12年度第4・5回理事会 新理事・委員の紹介 第2回研修指導委員会 第3回広報編集委員会 県環境づくり県民会議推進大会 改正「廃棄物処理法」等法令説明会 第2回岐阜県家電リサイクル推進協議会 知事感謝状贈呈 岐阜県企業リサイクルフォーラム 全国正会員会長・理事長会議 全国正会員事務局長会議 協会への入会のおすすめ 新規加入会員の紹介 ………………	33~38
お知らせ	「廃棄物処理施設整備に対する日本政策投資銀行の融資制度」について	日本政策投資銀行環境・エネルギー部 … 39
	「平成12年度岐阜県中小企業資金融資制度(環境部門)」のご案内	岐阜県農林商工部経営指導課 … 40
	「産業廃棄物管理票(マニフェスト)様式変更のお知らせ」 ………………	41
	「損害保険(自動車保険・火災保険)集団扱制度」発足について ………………	41
	「再生砕石の品質試験料金特別価格設定」 ………………	41
	「協会作成図書等のご案内」 ………………	42
編集後記	……………	42
	会員(企業)紹介 ………………	41



年頭にあたって

理事長 中本 貞実

明けましておめでとうございます。
21世紀幕開けの新春にあたり、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申します。

顧みますと、昨年もわが国経済は大変厳しい年でありました。長引く不況での企業合理化は、雇用をはじめ深刻な社会問題となり、政府の諸対策によって、多少の明るさはみられるものの、景気回復の実感には程遠く、本年への期待が望まれるのであります。

なお環境問題に対する私たち住民の価値観や生活の実態なども大きく変わり新世紀こそ環境の世紀として、地球の温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など地球的規模で考え、対処しなければならぬ時代であります。とくに地球温暖化等の対策には、昨年11月にオランダのハーグにおける気候変動枠組み条約第6回条約会議で、結論を見出せないまま不調に終わったことは、二酸化炭素の削減など地球保護の具体的な問題解決の難しさを露呈しました。

こうした動きのなかで、昨年年第147回通常国会では、生活環境の保全、資源の有効利用の観点から、循環型社会の構築をめざして廃棄物の排出抑制、再利用及びその促進をはかるため、循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正および建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等のリサイクル関係法律が可決公布されました。

また、県では昨年3月に、リサイクル型社会の構築に向けて岐阜県廃棄物処理マスタープラン、一般廃棄物編を策定され、前年策定の産業廃棄物編と共に廃棄物に対する基本方針、県民や事業者、行政の責務と役割など、リサイクル型社会の行動計画について明確にされたのであります。

この法令など制定の趣旨に沿い、当協会の設立目的である産業廃棄物の適正処理、再生利用の推進、生活環境の保全、産業の健全発展を図り、県民の福祉に寄与するよう、会員の皆様と共に一層、努力しなければなりません。

現在、廃棄物など最終処分場の逼迫は予断を許さない厳しい状況にあります。循環型社会系盛衰新基本法の制定により、廃棄物の減量化やリサイクル化で、循環型システムが進められても最終処分場は絶対必要であり、最終処分場の処理容量の逼迫状態を早急に解決しなければなりません。こうした緊急課題にたいして、残念ながら地元住民のご理解などが得られないまま推移し、マスコミなど連日の報道のような不法投棄の問題は、誠に憂慮にたえません。

産業廃棄物問題は大きな社会問題ではありますが、新世紀のこの時期に会員はもとより県民皆さまとともに、「日本一住みよい岐阜県」ひいては「かけがいのない美しい地球」を護るために、それぞれの立場において難しくと

も果敢に対処いたしたいと存じます。
新しい年を迎え、所感の一端を申し上げます

したが、会員皆さま関係各位のご指導ご協力
をお願いしごあいさついたします。

頌 春

年頭にあたり平素のご協力を深く感謝申し上げます

平成十三年元旦

理事長 中本貞実
副理事長 清水正靖
" 後藤利夫
理事 天池和義
" 石丸継治
" 市川治徳
" 白井清三
" 粥川長司
" 木村虎男
" 清水道雄
" 鈴木兼利
" 曾我部 誠
" 高井信夫

理事 田中一郎
" 長尾 勇
" 野々村清
" 野村清晴
" 原 弘
" 三浦 茂
" 水谷重雄
" 森 憲一
" 山村けい
監事 佐藤敏一
" 山口 繁
事務局
専務理事 林 杉雄

家電リサイクル法完全施行に向けて

岐阜県健康福祉環境部環境政策課
(リサイクル推進室)

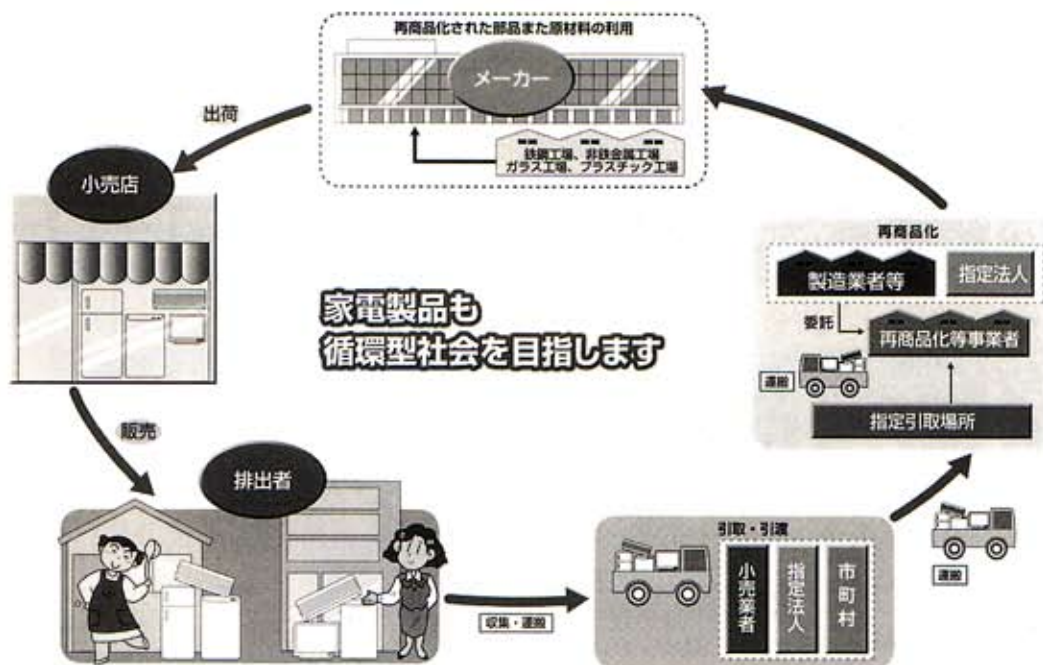
家電リサイクル法制定の背景、必要性

我が国は、1960年以來、目ざましい経済発展をとげてきました。しかし、その一方で、「大量生産・大量消費・大量廃棄」によって生み出された廃棄物は増加の一途をたどり、私たちの生活環境を圧迫する大きな問題の原因となってきました。また、これらの最終処分場、産業廃棄物処理施設の建設はますます困難となっています。このため廃棄物問題の解決は21世紀に向けて良好な生活環境の維持と我が国経済の持続的な発展にとって重要な課題となっています。

廃棄物の減量化を図る上で最も重要なことは、まず、なるべく廃棄物の発生を抑制(リデュース)すること、次に使用済み製品の再利用(リユース)を図ること、最後に排出された廃棄物に対して、極力、再商品化等(リサイクル)を推進することです。このことが、限りある資源の有効利用にもつながります。

現在、家電製品のうち、主要な4品目、すなわち、エアコン、テレビ、電気冷蔵庫及び電気洗濯機に限っても、年間約1,800万台、重量にして60万tが廃棄され、一部の金属が回収されているものの、大部分が埋立て処分されており、その対策が強く求められています。

このため、使用済みの家電製品を対象として、循環型の新しい社会システムの構築を目指す特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)が制定され、平成13年4月



特 集

1日から完全施行されることになりました。

●排出者 基本的には消費者と事業者です。

●引取・引渡実施者

小売業者……原則として排出者から求められた場合は特定家庭用機器廃棄物を引き取り、製造業者等に引き渡す義務があります。

指定法人……小売業者、製造業者等への引渡しに支障が生じている者から特定家庭用機器廃棄物を引き取り、製造業者等へ引き渡します。

市町村……自ら収集した特定家庭用機器廃棄物を製造業者等へ引き渡すことができます。

●料金支払者 排出者は、収集・運搬及び再商品化等に要する費用の支払い義務を負います。

●引取・再商品化等実施者

製造業者等……小売業者、指定法人、市町村などから引き取り、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の義務を負います。

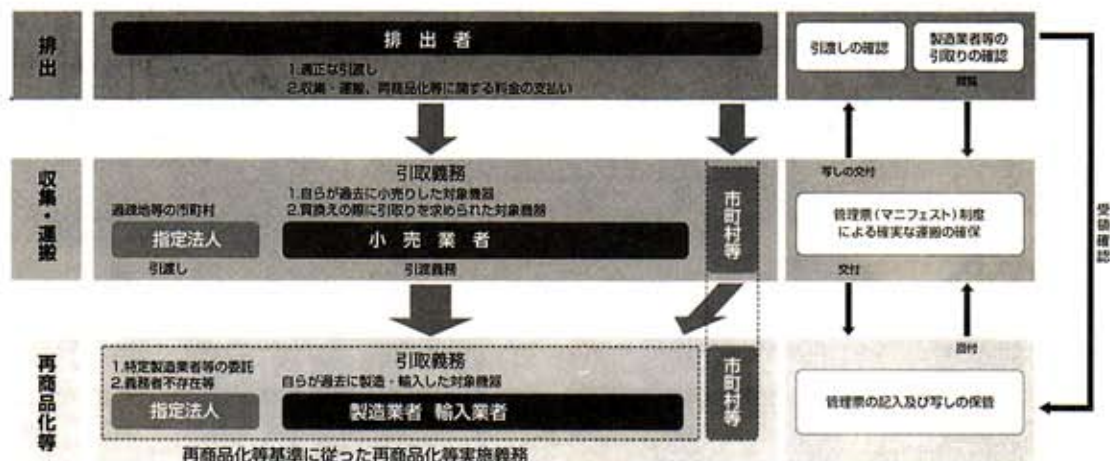
指定法人……特定製造業者等から委託を受けた場合と再商品化等義務者が不在又は確認できない場合に再商品化等を行います。

市町村……自ら収集したものを再商品化等をすることもできます。

家電リサイクル法のスキーム

この法律は、家庭や事業所から排出される特定家庭用機器廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、消費者が収集・運搬及び再商品化等の料金を負担し、小売業者は消費者から引き取り、製造業者等へ引き渡す義務を負い、製造業者等は再商品化等（リサイクル）する義務を果たすことを基本とし、このシステムの整備により特定家庭用機器廃棄物の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図ることを目的としております。

なお、家電リサイクル法は、「廃棄物処理法」と「再生資源利用促進法」の特別法に位置づ



けられています。

●**特定家庭用機器とは**

一般消費者が日常生活の中で使用する機械器具等の中で、市町村が現在保有する設備・技術では再商品化等が困難であり、経済的に再商品化等が可能で、資源の有効利用をする必要があり、小売業者による円滑な収集等が確保できるものです（法第2条第4項）。

現在、政令で次の4製品が指定されています。（施行令第1条）

①**ユニット型エアコンディショナー**

- ・ウインド型エアコンディショナー
- ・セパレート型エアコンディショナーで、室内ユニットが
 - ・壁掛け型のもの
 - ・床置き型のもの

②**テレビジョン受信機（ブラウン管式のものに限る。）**

③**電気冷蔵庫**

④**電気洗濯機**

●**特定家庭用機器廃棄物とは**

政令で特定家庭用機器として指定されたものが、家庭等で使用された後、廃棄物となったものをいいます（法第2条第5項）。

●**製造業者等とは**

特定家庭用機器を反復・継続して製造・輸入する製造業者、輸入業者のことです。（法第4条）

●**小売業者とは**

特定家庭用機器の小売り販売を反復・継続して行う者のこと（法第5条）。

一般の家電販売店のみならず、古物商、リサイクルショップも含まれます。

●**特定製造業者等とは**

再商品化等を委託する直前3年間の特定家庭用機器の生産量・輸入量（国内出荷向けのものに限る。）が次の台数に満たない中小規模の製造業者・輸入業者のことです。（施行規則第19条）

・ユニット型エアコンディショナー	90万台
・テレビジョン（ブラウン管式のもの）	90万台
・電気冷蔵庫	45万台
・電機洗濯機	45万台

特定製造業者等と認められれば指定法人に特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を委託することができます（法第33条）。ただし、再商品化等の義務はあくまで特定製造業者等にあり

●**引取・引渡とは**

小売業者が消費者・事業者等から特定家庭用機器廃棄物を引き取り、それを製造業者等

へ引き渡すことをいいます（法第9条、10条）。

●指定引取場所とは

製造業者等が自ら製造・輸入した特定家庭用機器廃棄物の引き取りを求められたときの引取場所としてあらかじめ指定した場所のことで、所在地及び管理者の氏名・名称については日刊新聞に掲載され、公表されます（法第17条）。

特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の方法

1. 再商品化等は、「再商品化」と「熱回収」の2つの方法があり、自ら利用するか利用する人に有償又は無償で譲渡し得る状態にすることをいいます。（法第2条）

①再商品化（マテリアルリサイクル）

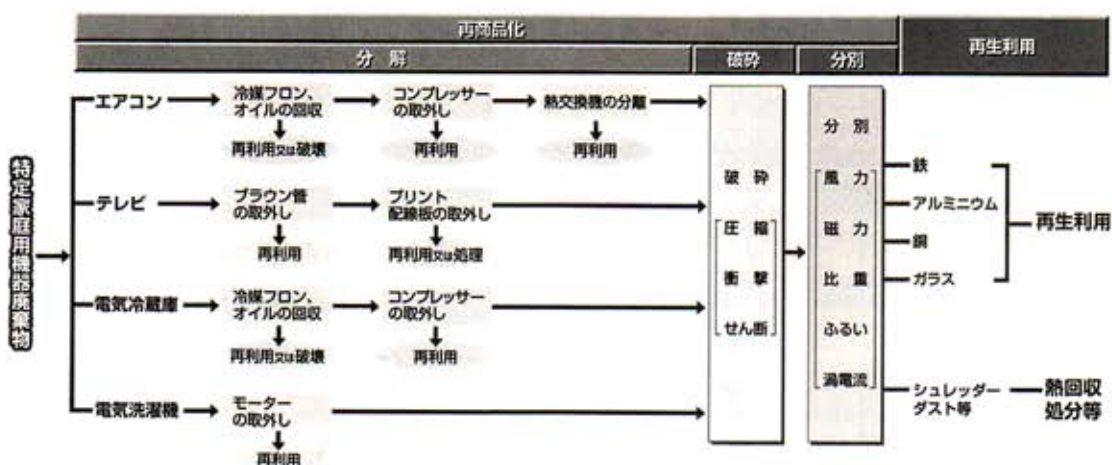
- ◆金属、ガラス及びプラスチックからなる廃棄物を金属、ガラス及びプラスチック原料・材料へ再生利用する等原材料としてそのまま再生利用する「材料リサイクル」
- ◆廃棄物をそのまま材料として利用するのではなく、何らかの科学的な処理をした上で再利用をする「ケミカルリサイクル」

②熱回収（サーマルリサイクル）

分離した部品・材料のうち再商品化された以外のものであって、燃焼させて熱エネルギーを得るために利用

2. 製造業者等は、引き取った特定家庭用機器廃棄物について、再商品化等の基準以上の再商品化（当初は①の「マテリアルリサイクル」のみで達成することとし、②の「サーマルリサイクル」は含まれない。）をする義務があります。

特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の流れ



●一体的実施事項とは

再商品化等を行うため、解体作業工程で排出される可能性があり、環境保全のため、事前に回収・処理することが特に必要であると認められる物質を除くことをいいます。政令で、

電気冷蔵庫やエアコンに使用されている冷媒用フロンガスやハイドロフルオロカーボンを回収し、再利用するか破壊することが義務づけられます（法第18条、施行令第3条）。

●再商品化基準とは

製造業者等が再商品化等を行う時に守らなければならない基準です。再商品化等を実施した特定家庭用機器廃棄物の総重量に対する再商品化等された部品・材料の総重量が、この基準以上でなければなりません。（法第22条、施行令第4条）

$$\text{再商品化等の基準} \leq \frac{\text{再商品化等された部品・材料の総重量}}{\text{再商品化等をした製品の総重量}} \times 100$$

エアコン	60%以上	電気冷蔵庫	50%以上
テレビ	55%以上	電機洗濯機	50%以上

関係者及びそれぞれの役割分担

小売業者

1. 引取義務

小売業者は、次の場合には、特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければなりません。

- ①自分が過去に小売販売をした特定家庭用機器の廃棄物の引き取りを求められたとき。
- ②特定家庭用機器の小売販売に際し、同種の特定家庭用機器の廃棄物の引き取りを求められたとき。

2. 引渡義務

小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、①自らがリサイクルショップとなる場合、②リサイクルショップに引き渡す場合を除き、それを製造等をした製造業者等（それらが明らかでない時は指定法人）に引き渡さなければなりません。

3. 管理票の交付・保存

所定事項を記載した管理票の写しを排出者に、また、管理票を製造業者等に交付し、製造業者等から回付された管理票を3年間保存しなければなりません。

4. 料金の公表等

- ①収集・運搬に関する料金を店舗に掲示等の方法をもって公表すること。
- ②消費者の求めに応じ、収集・運搬料金、再商品化料金の額が記載された書類を提示すること等により、適切に示さなければなりません。

製造業者等

1. 引取義務

- ①製造業者等は、あらかじめ指定した場所（指定引取場所）において、自らが製造等した特定家庭用機器廃棄物の引き取りを求められた時は、それを引き取らなければなりません。

ません。

- ②指定引取場所については、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が能率的に行われ、小売業者、市町村からの円滑な引渡しが確保されるよう適正に配置する必要があります。
- ③指定引取場所の所在地及び運営主体の名称を日刊新聞に公表しなければなりません。
(平成12年10月16日、電波新聞に公表された。)

●Aグループ (松下電器産業(株) / (株) 東芝)

高山市桐生町3丁目256番地	祐寺岡商店
美濃加茂市前平町1-72	(株)大脇商店
各務原市大野町7丁目115番地	佐川急便(株)各務原店
揖斐郡大野町大字加納字六反田1330-10	(株)斎藤商店

●Bグループ (三洋電機(株) / シャープ(株) / ソニー(株) / (株)日立製作所 / 三菱電機(株))

土岐市泉町定林寺字土居200-1	東海西濃運輸(株)土岐支店
羽島郡柳津町流通センター3-1-1	西濃運輸(株)岐阜支店
高山市山田町1318-1	濃飛西濃運輸(株)高山支店

2. 再商品化等実施義務

製造業者等は、引き取った特定家庭用機器廃棄物について、再商品化等の基準以上の再商品化等を行わなければなりません。

3. 再商品化料公表

再商品化等に必要な行為に関する料金を日刊新聞掲載により公表すること。再商品化料金とは、再商品化拠点でのリサイクル(フロン回収、破壊を含む。)、指定引取場所の設置、運営及び指定引取場所から再商品化拠点までの運搬等に要する費用が含まれます。

	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	発表日
松下電器産業(株)	3,500円	2,700円	4,600円	2,400円	平成12年9月4日
(株)東芝	3,500円	2,700円	4,600円	2,400円	平成12年9月5日
三菱電機(株)	3,500円	2,700円	4,600円	2,400円	平成12年9月6日
(株)日立製作所	3,500円	2,700円	4,600円	2,400円	平成12年9月6日
三洋電機(株)	3,500円	2,700円	4,600円	2,400円	平成12年9月7日
ソニー(株)	-	2,700円	-	-	平成12年9月7日
シャープ(株)	3,500円	2,700円	4,600円	2,400円	平成12年9月8日

4. 表示

特定家庭用機器の表面の見やすい場所に簡単に消えない方法で製造業者等の名称を表示しなければなりません。

5. 管理票の回付

小売業者又は指定法人から交付された管理票に必要な事項を記入し、回付しなければなりません。

6. 帳簿の作成・保存

必要事項を記載した帳簿を5年間保存しなければなりません。

排出者（消費者、事業者）

排出者は、家庭用電気機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、小売業者に適切に引渡し、小売業者から収集及び再商品化等に必要な料金を請求された場合、その支払いに応じなければなりません。

市 町 村

市町村は、収集した特定家庭用機器廃棄物を製造業者等（又は指定法人）に引き渡すことができます。

また、自分で再商品化等を行うこともできます。

指 定 法 人

1. 再商品化業務の実施

指定法人は、①製造業者等の倒産等により再商品化義務者が明らかでない場合、②特定製造業者等の委託による場合に、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を実施します。

2. 料金の公表等

再商品化等義務者が不存在又は不明の場合及び特定製造業者等の委託を受けた場合の再商品化料金を日刊新聞掲載により公表するとともに、求めに応じてこれらの料金が記載された書類を提示する等により回答しなければなりません。

3. 指定法人に財団法人家電製品協会が指定されています。

収集・運搬受託者

収集・運搬受託者は、廃棄物処理法で定められた収集又は運搬業の許可を得た上で、小売業者から特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬業務を受託した時は、確実に収集・運搬を行うとともに、管理票（マニフェスト）に関する業務を併せて受託した場合はこの業務も行います。

国

特定家庭用機器廃棄物の収集、再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定め、公表するとともに、普及啓発に努めます。

（経済産業省、環境省）

地方公共団体

都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

収集・運搬時の注意事項

関係者は、製造業者等が行う再商品化等に支障が生じないよう以下の事柄に注意が必要です。

1. 機器の破損防止
2. 冷媒用フロン類の漏出防止
3. ポンプダウンの実施

ポンプダウンとは、セパレート型エアコンを取り外す前に、冷媒フロンを室外側ユニットに集める作業を言います。

そのひと言

そのひと言で	励まされ
そのひと言で	夢を持ち
そのひと言で	腹が立ち
そのひと言で	がっかりし
そのひと言で	泣かされる
ほんのわずかな	ひと言が
不思議な大きな	力持つ
ほんのちょっとの	ひと言

「美しく豊かな生活都市 ぎふ」をめざして

— 岐阜市の不法投棄防止対策 —

岐阜市環境部環境管理課

1. はじめに

岐阜市は、木曾・長良・揖斐の木曾三川によってつくられた濃尾平野（沖積平野）の北端、長良川の緩扇状地帯に位置し、岐阜県の県都として、また、平成8年4月からは中核市として県政の中心となり、中部圏における政治・経済・学術・文化等の主要な都市として発展してきました。また、長良川、金華山をはじめとする豊かな自然環境にも恵まれ、長良川鵜飼に代表される観光都市として国の内外に知られています。

しかし、残念なことに岐阜市においても、ごみのポイ捨てから悪質な不法投棄も見られ、市民の関心も高いものになっています。

そこで、恵み豊かな岐阜市の自然を将来の世代に引き継ぐために、市民・行政・関係機関が一丸となって不法投棄の防止対策に取り組んでいます。

2. 廃棄物の適正処理

廃棄物処理問題がクローズアップされる中で、岐阜市においても、平成10年10月に中核市の先陣を切って粗大ごみ（一般廃棄物）の有料化をスタートしました。これは、戸別収集を実施することにより、排出者（市民）の廃棄物の処理責任を明確にするとともに、ごみ処理に要する費用を排出者に負担していただく「受益者負担制度」を導入することにより、物を大切に使う、使える物は再利用するなどの廃棄物減量やりサイクルの推進に対する市民意識の高揚を目的としたものです。同時に、粗大ごみステーションに不法に排出されていた事業所の産業廃棄物等の一掃と、それらの適正処理（産業廃棄物ルートでの処理やりサイクル）の推進も狙っています。

また、国レベルでは、平成9年6月及び平成12年6月の廃掃法の改正により廃棄物の処理基準等が強化され、特に産業廃棄物については一層の適正処理の推進が必要となってきました。

3. 不法投棄の現状

岐阜市の不法投棄件数は、以前は年に数十件（対応件数）程度でしたが、平成11年4月に不法投棄防止対策事業がスタートして以降、市民からの通報やパトロールでの発見件数が増え、平成11年度は2,682件と急増しました。これは、通報専用電話の設置や専門職員の配置等により、ポイ捨て程度のものまでカウントされているのと、以前に投棄されて



不法投棄現場

特 集

そのまま放置されていたものの数、粗大ごみ有料化により処理手続きの煩雑さから不法投棄されたもの等で、一般廃棄物がほとんどを占めています。幸い、産業廃棄物等の大量投棄は現在のところほとんどありませんが、一方で、建設業者等の廃棄物の過剰保管、野外焼却等の不適正処理が見られます。

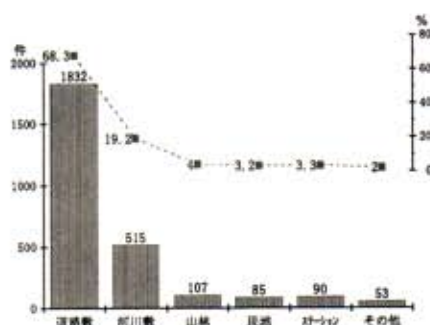
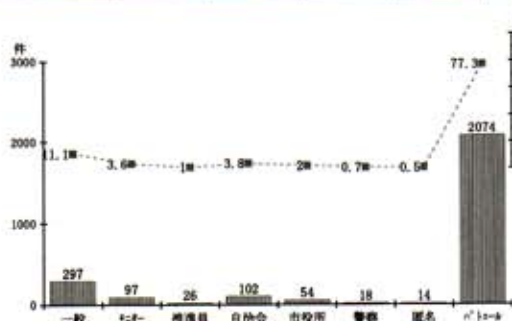
不法投棄の場所については、道路への投棄が最も多いのですが、長良川等の河川敷や山林等の車両の進入できる人目につきにくい場所に投棄されるケースも多く見られ、市内における不法投棄常習箇所は二十数ヶ所におよびます。

投棄時間帯は、昼中より夜間の場合が多く、一般廃棄物では廃家電品・タイヤ・バッテリー・家具等、産業廃棄物では、家屋解体に伴う廃材・農業用ビニール等が目につきます。

通報及びパトロール時発見件数

(単位：件)

	通 報							計	防止係 パトロール	合 計
	一 般	監 視 モニター	環 境 推進員	自治会 関係	市役所 関係	警 察 関係	匿 名			
11年度	297	97	26	102	54	18	14	608	2,074	2,682



投棄場所内訳

(単位：件)

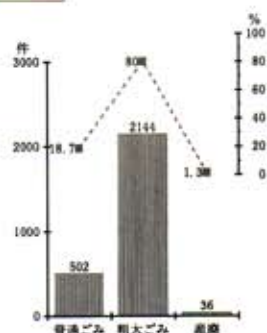
	道路敷	河川敷	山 林	民 地	ごみ ステーション	その他	合 計
11年度	1,832	515	107	85	90	53	2,682

投棄物の内訳

(単位：件)

	一般廃棄物		産業廃棄物	合 計
	普通ごみ	粗大ごみ・ ※処分不適物		
11年度	502	2,144	36	2,682

※市の施設で処理できないもの(タイヤ・バッテリー等)



4. 取り組み

廃棄物の不法投棄を未然に防止し、岐阜市の良好な環境を維持するため、岐阜市では次の取り組みを行っています。

(1) 不法投棄110番の設置

広く市民から不法投棄の情報を得るため、平成11年4月環境部環境管理課内に「不法投棄110番」を設置しました。フリーダイヤル専用電話のほかファックスを備え、市民からの不法投棄情報をいち早く入手して、投棄場所、投棄物の内容（産業廃棄物・一般廃棄物）等の情報から、担当部局への振り分けや調整を行っています。

(2) 不法投棄監視モニターの委嘱

山間部や河川などの不法投棄されやすい地域を対象に、地元自治会の推薦による住民30人に2年の任期で「不法投棄監視モニター」を委嘱しました。「不法投棄監視モニター」の職務は、担当地域内の適時監視パトロール、不法投棄防止のための啓発活動、年に数回実施される研修会に地域の情報や住民の意見などを持ち寄っていただき、行政と地域との情報交換の役割を担っていただいています。

(3) 民間警備会社への監視業務委託

不法投棄の傾向として、先にも述べましたように人目につかない夕方から早朝にかけての時間帯の投棄が多く見られます。そこで、これらの時間帯や土曜日・日曜日等の市役所閉庁時間帯の監視体制を強化するため、平成6年から民間警備会社へ監視業務を委託しています。

民間警備会社への業務指示は、必要に応じてその都度行い、巡回監視、張り込み監視、年末や年度末には不法投棄防止啓発パトロール等を実施しています。

(4) 不法投棄防止係の配置

「不法投棄110番」設置にあわせて、通報を受けた情報に短時間で対応できるよう、環境事務所に「不法投棄防止係」を配置しました。

「不法投棄防止係」は、市内を二分してそれぞれの担当区域の各環境事務所に配置され、それぞれ2名の専門の担当者と専用車両で業務にあたっています。

業務の内容は、不法投棄常習箇所を中心とした不法投棄防止パトロールや監視、不法投棄防止のための啓発・指導等ですが、「不法投棄110番」等で通報があった場合には、詳細な現地調査を実施し、投棄者特定作業・投棄者指導・投棄物の回収等を行っています。

また、投棄場所の土地管理者には、二次投棄を防止するための防止策及び管理強化の指導等を行っています。

(5) 不法投棄防止（警告）看板の設置

不法投棄が何度も繰り返される場所については、警察署と連名の警告看板を設置することにより、市民に監視重点箇所であることを周知するとともに、投棄者に対しては不法投棄に対する心理的抑圧効果を狙っています。

(6) 関係機関との連携

悪質または常習事案については、積極的に警察署に通報し、連携をとって事件の立件に向

けた合同調査を実施しています。また、公有地への不法投棄については、国・県の関係部局と連携し、調査・回収や防止策についての検討・協議を行っています。

(7) 不法投棄防止週間の実施

毎年9月24日から10月1日を「不法投棄防止週間」と位置づけ、期間中、市役所関係部局合同で啓発テープを流しながらの市内全域の街宣パトロール、不法投棄防止監視活動、警察署から講師を招いての講演会の開催、週間中に民間警備会社による夜間パトロールなどを実施しています。

(8) 広報・啓発活動

不法投棄防止の広報・啓発活動としては、「広報ぎふ」に啓発記事掲載、不法投棄防止PRポスターを作成し市の施設や公民館等に掲示して市民や事業者呼びかけるほか、市政広報番組「あなたの街から・岐阜市」で不法投棄関連番組を放映する等、市民の不法投棄防止に対する意識高揚を図っています。

5. 主な不法投棄処理事案

〈事案1〉不法投棄物（産業廃棄物等）の撤去

伊自良川河川敷に大量の農業用ビニール（廃プラスチック類）等が放置されているとの通報があり現地調査をすると、河川敷の広範囲にわたり作物の耕作に使用されるビニール類が大量に投棄されていました。長年にわたり不特定多数の農業関係者が投棄したものと思われるが、河川敷であり、大雨による増水時等に水流を阻害、また、流出して環境に悪影響を及ぼすことが懸念されるため、建設省・岐阜市関係部局・地元住民・JAと協力して撤去作業を実施しました。関係者約100名、重機・運搬車両等約20台で3日間をかけ、農業用ビニール（廃プラスチック類）約110トン、粗大系ごみ（一般廃棄物）約3トンを撤去しました。

〈事案2〉廃油の不法投棄

鳥羽川河川敷へ廃油らしきものを投棄している現場を写真撮影したとの市民からの通報があり、該当現場を調査しました。投棄物が液体のため地面にしみ込んでしまい、投棄場所の特定ができませんでしたが、写真から投棄者と車両ナンバーが確認できるため、警察署に通報、その後の調査で投棄者を特定するに至りました。事情を確認したところ、投棄者が自社工場で出た切削油約20リットルを河川敷の草むらに投棄したとの事ですが、これは、たまたま通りかかった市民が投棄現場を目撃し、写真撮影して通報してきたもので、市民の協力により解決した不法投棄処理事案です。

〈事案3〉ペンキ缶（金属くず）等の不法投棄

環境事務所不法投棄防止係がパトロール中、板屋川堤防法面に一斗缶（ペンキ缶）約60個が投棄されているのを発見、産業廃棄物担当の環境管理課と合同で調査し、投棄物の中にあつた納品書等から投棄者を特定して警察署に通報、投棄者に現状回復させるとともに適正処理を指導、事後処理について警察署に委ねたものです。

6. おわりに

岐阜市内の不法投棄の大半を占める一般廃棄物については、平成13年4月の「家電リサイクル

ル法」の施行に伴い、特定家電品の不法投棄の増加が懸念されるどころです。不法投棄物については、それが新たな不法投棄の呼び水となるのを防止するため、投棄者不明の場合は市が早い段階で撤去するようにしていますが、これが投棄者の「捨て得」とならないよう市民意識の高揚を図らなければなりません。

また、産業廃棄物については、最終処分場不足が深刻化している現在、新しい最終処分場の設置が殆ど不可能な状況の中で、今後ますます産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の増加が予測されます。そこで岐阜市としては、この問題の抜本的な解決と積極的な施策の実施を国・県に働きかけていくとともに、廃棄物の不適正処理に対する監視指導体制の強化、警察や関係部局との連携の強化、また、マスコミ等の協力を得ながら市民・事業者等への意識啓発を進め、市民一人ひとりが地域の環境を自分たちで守っていこうという意識づくりを図っていくことが必要と考えます。

つもり違い10か条

- | | |
|-----------------|-----|
| 1. 高いつもりで低いのは | 教養 |
| 2. 低いつもりで高いのは | 気位 |
| 3. 深いつもりで浅いのは | 知識 |
| 4. 浅いつもりで深いのは | 欲望 |
| 5. 厚いつもりで薄いのは | 人情 |
| 6. 薄いつもりで厚いのは | 面の皮 |
| 7. 強いつもりで弱いのは | 根性 |
| 8. 弱いつもりで強いのは | 自我 |
| 9. 多いつもりで少ないのは | 分別 |
| 10. 少ないつもりで多いのは | 無駄 |

わがまちの産業廃棄物問題と対策

更なるゴミの 減量と資源化に向けて



川島町長 野田 敏 雄

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理に格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本町は、岐阜県南端の濃尾平野羽島郡の南東部に位置し、町全体が木曾川に囲まれており文字通りの川中島となっています。南は木曾川南派川を隔てて愛知県一宮市、江南市と接し、北は木曾川北派川を隔てて各務原市、羽島郡笠松町と接し大小二つの島に分かれており、東西は約6 km、南北は2 kmの楕円形に近い形をしています。町面積は、約8.02平方km、その内約3.45平方kmが水面もしくは河川敷となっています。

当町の特徴として、町全体が川に囲まれた輪中となっており、都市近郊の割には河川空間の自然に恵まれており、緑が比較的豊かで住みやすく、また東海地方でも有数の野鳥の楽園として知られています。

町の経済は古くから織物、撚糸など繊維関係の地場産業によって支えられてきました。また、昭和38年に企業誘致した製薬会社エーザイ(株)川島工場は安定した業績を維持し、本町の産業基盤をつくっています。緑に囲まれた敷地内に工場や事務所・研究棟、さらに世界的にもめずらしいくすり専門分野の展示館「内藤記念くすり博物館」があり多くの人が見学や研究に訪れています。

平成11年7月に一部開園した「河川環境楽園」は国営公園、県営公園、自然共生研究センター、東海北陸自動車道川島PAおよびハイウェイオアシスから構成された環境共生型

テーマパークです。町の新しい顔とし、さまざまな人々の交流拠点、全国への情報発信拠点としての期待も高まっています。

町の人口は、9,877人、世帯数2,771世帯(平成12年10月1日現在)となっています。

快適で潤いのある生活環境を維持、創造するためには、高度成長期における社会システム、ライフスタイルを見直し廃棄物を出来る限り資源化し、リサイクルとして循環させる社会を形成していく必要があります。そのためには、住民・事業者・行政がそれぞれの立場で協力しあい三者が一体となって廃棄物循環型社会づくりを一層推進していかなければなりません。さらに、本町では、最終処分場を所有していないことや将来的にも処理施設の確保が極めて困難な状況であることから、ゴミの分別収集に意欲的に取り組んでいます。更なる分別収集を進めて行く必要があります。

当町のゴミ収集体系は、可燃ゴミ・不燃ゴミ【金物類・ガラス類・ガレキ類・粗大ゴミ】・資源ゴミ【ビン類(透明・茶・その他)・空き缶類(アルミ・スチール・その他)・ペットボトル・食品トレイ・紙類】を分類し収集しています。

可燃ゴミについては、週2回の各戸収集。不燃ゴミについては、各町内にステーションを10カ所設置し、月1回収集。資源ゴミについては、空き缶・ビン・食品トレイをステーション方式で月1回収集。ペットボトルにつきましては、年15回の各戸収集をしています。

紙類(ダンボール・新聞紙・雑誌・牛乳パック等)については、各子供会及び中学校PTAが中心となり、資源の有効利用を目的にリサイクル活動として、1kg当たり7円の奨励金を出し資源回収を行っています。

家庭から出る生ゴミ処理に対しては、三つの助成により生ゴミ減量化に務めています。

①生ゴミ処理容器(コンポスト)を購入されます住民に、購入金額の1/2以内(1基につき)上限4,000円。また、②電気式家庭用生ゴミ処理機を購入された方、購入金額の1/2又は20,000円のいずれかの内低い方の額を助成し、その他にも③ボカシ(有機肥料化促進剤)を推進しています。

今後は、容器包装リサイクル法の各種の施行に伴い、尚一層のゴミ減量化と循環型社会の構築の推進には、貴協会のご尽力と、ご協力が必要不可欠であります。今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

古川町の廃棄物対策



古川町長 菅 沼 武

岐阜県産業環境保全協会の皆様方には、日頃より生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理に格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本町は岐阜県の北部、東南に雄大な御嶽山、東方に乗鞍岳を望み、日本アルプスの支脈である標高1,000m内外の山々に囲まれた盆地に位置する人口約16,000人の町で、穀倉地帯として斐太国（飛騨）の中で最も早くから開けた土地といわれています。

気候は内陸性で、春には日本でも有数の裸祭りとしてその名を馳せる「起し太鼓」と絢爛豪華な9台の「屋台」が織りなす“静と動”の融合した祭りが自慢の「緑と太陽の町」であります。

さて、近年の大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会の経済システムへの変化により、どの自治体も危機に直面しているのが廃棄物問題であります。廃棄物処理の困難さが年々増大している今日、快適で潤いのある生活環境の創出のため、資源の循環型社会の構築が緊急の課題であり、それには、町民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を遂行し、相互の協力の下に取り組んでいかな

てはなりません。とりわけ、容器包装リサイクル法に基づく分別収集の実施に関しては、平成9年度より各行政区長を中心とする住民主体かつ住民総参加による収集形態をとっており、分別収集を行う上での方法等は行政により決定・指導し、住民の皆様には各家庭での徹底した分別・洗浄等の排出前処理をお願いするといった役割分担により、より確実で質の高い資源ごみの回収が可能となりました。

また、ごみの処理に関しては、吉城郡を一円とする「吉城広域連合」を組織し、来るべき21世紀にむけて、ダイオキシン対策等も含め、より安全で無駄のない廃棄物処理を目指しています。

事業所より排出される廃棄物につきましては、廃棄物処理法第11条の規定により、県により策定されました廃棄物処理マスタープランに基づいた処理を遵守されるよう指導するとともに、前述の吉城広域連合では一部産業廃棄物の処理も可能な木屑専用処理（焼却）施設を建設いたしました。また、事業所では町との環境保全協定の締結や水質検査等自主測定、ISO14001認証取得に向けての取り組み等、廃棄物に対する事業所としての取り組みも致しております。

今後、家電リサイクル法の施行、容器包装リサイクル法に基づく分別収集の完全実施等廃棄物を取り巻く環境は一層厳しいものがありますが、町民・事業者・行政が一体となり、取り組んでいく予定でございます。

終わりに当たり、本町における廃棄物処理をより円滑に行うためにも、引き続き貴協会の御指導・御鞭撻をお願い申し上げますとともに、貴協会のますますのご発展を心よりお祈り申し上げます。

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

おたくの蛍光灯は大丈夫ですか。

各地で古い蛍光灯の安定器が破損し、PCB 絶縁油が飛散する事故が起きています。

こうした事故は、健康保持や環境保全上問題があることから、平成12年11月28日に閣議了解「業務用・施設用蛍光灯等の PCB 使用安定器の事故に関する対策について」（P18・19・21）に掲載の資料①～③）がだされ、13年度末までに使用状況調査を実施し、該当する場合は、交換を終えることとされています。

なお、当該閣議了解においては、1「使用保管実態の調査」、2「交換等」及び3「厳重な保管」について定めており、その具体的な作業内容は別添1～3（P20～21）のとおりです。

許可更新手続きはお早めをお願いします。

従来の産業廃棄物処理業の許可更新申請書について、許可期限の1ヶ月以上前に提出していただいていたが、制度の改正があり申請者の欠格事項について、関係機関へ照会することになったことから、照会に要する期間が1ヶ月必要であることから許可期限の2ヶ月前までに提出されますようお願いいたします。

資料1

業務用・施設用蛍光灯等の PCB 使用安定器の事故に関する対策について

平成12年11月28日

閣議了解

業務用・施設用蛍光灯等の PCB 使用安定器については、昭和47年に製造が中止されているが、現在でも一部の施設において使用が続けられている実態がある。

こうした状況の中、先般、八王子市等の小学校で蛍光灯の耐用年数を過ぎた PCB 使用安定器が破裂し、PCB 絶縁油が小学生の身体に付着するという事件が発生した。

こうした事件は、国民の健康を保持するのみならず、環境汚染を防止する上で見過ごすことのできない事態であることから、政府は、以下の措置を講じるものとする。

1. 今回の事故における事態の緊急性、重要性にかんがみ、使用中の業務用・施設用蛍光灯等の PCB 使用安定器について、原則として平成13年度末までにその交換を終える等、別紙のとおり緊急の安全対策を講じることとする。
2. 環境中に蓄積し人体に有害な PCB を含有する廃棄物について、抜本的な処理方策の確立に取り組んでいくこととする。

(別紙)

業務用・施設用蛍光灯等の PCB 使用安定器に係る安全対策について

1. 各省庁は、その所掌事務に係る施設・事務所・事業所（以下「施設等」という。）における使用中の PCB 使用安定器を用いている業務用・施設用照明器具について、以下の措置を講じる。
 - ①自ら管理する施設等について、PCB 使用安定器の使用・保管実態を調査し、原則として平成13年度末までに交換を終える等対策を実施する。
 - ②補助金の交付等を行っている施設等（③の施設等を除く。）について、PCB 使用安定器の使用・保管実態を調査し、原則として平成13年度末までに交換を終える等の対策を講じるよう設置者に対し要請する。
 - ③地方公共団体の管理する施設等について、PCB 使用安定器の使用・保管実態を調査し、原則として平成13年度末までに交換を終える等の対策を講じるよう地方公共団体に対し周知する。
 - ④その他の施設等について、各々実態把握に努め、交換する等の対策を講じるよう周知する。
2. 各省庁は、1. の措置を講じた場合の保管者に対し、取り外された PCB 使用安定器の厳重な保管が徹底されるよう周知する。
3. 環境庁、厚生省及び通商産業省（平成13年1月6日以後は、経済産業省及び環境省）は、PCB 使用安定器に係る業務用・施設用照明器具の範囲及びその安全対策並びに保管の方法等に関し、ホームページ等を活用して広く情報を提供するとともに、通商産業省（平成13年1月6日以後は、経済産業省）は、関係業界に対し、安全対策等の円滑な実施に必要な情報提供等の協力を要請する。

資料 2

(参考)

業務用・施設用蛍光灯等の PCB 使用安定器対策に係る具体的な作業内容について

業務用・施設用蛍光灯等の PCB 使用安定器対策を実施するにあたり、「使用・保管実態の調査」「交換等」「厳重な保管」の具体的な作業内容は以下のとおり。

1. 「使用・保管実態の調査」
 - 別添 1 に沿って PCB 使用安定器を用いた業務用・施設用蛍光灯等を確認する。
2. 「交換等」
 1. において確認した PCB 使用安定器を用いた業務用・施設用蛍光灯等について、別添 2 の安全対策を実施する。
3. 「厳重な保管」
 2. により外された PCB 使用安定器については、別添 3 の方法により厳重な保管を行う。

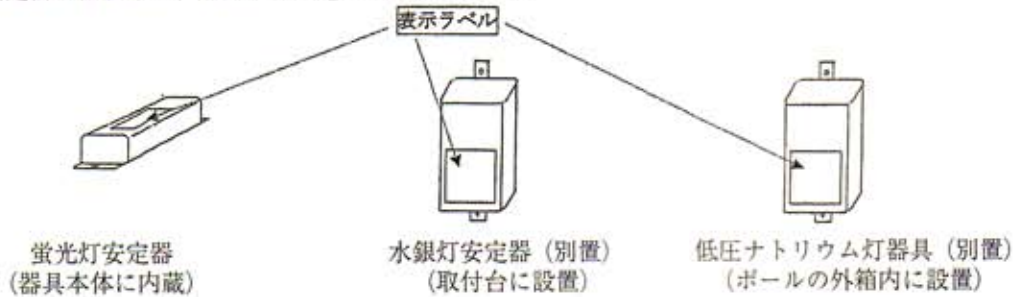
(別添1)

PCB使用安定器(コンデンサ)を使用した放電灯器具

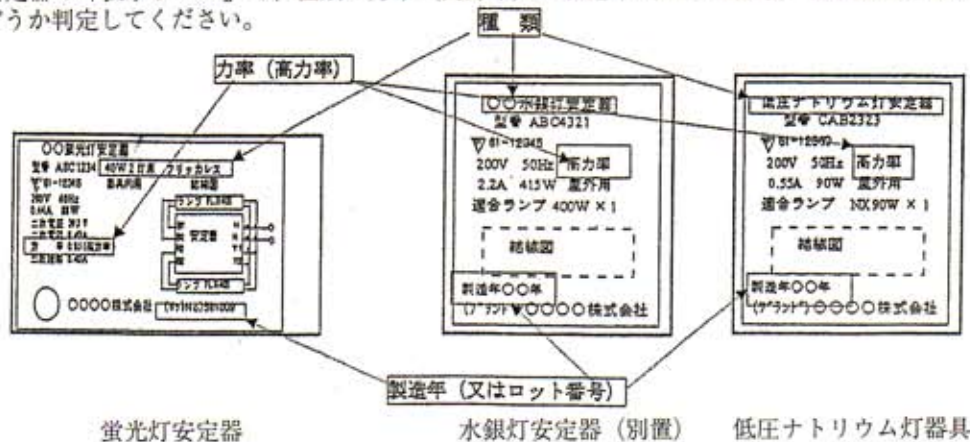
●昭和32年1月から昭和47年8月までに出荷・設置された次の器具に使用されています。



●具体的には安定器の種類により PCB コンデンサが使われています。安定器の種類等は、「表示ラベル」で確認できます。



●安定器の「表示ラベル」で、種類・力率(高力率)・製造年(ロット番号)を確認し、当該するかどうか判定してください。



●総合的なお問い合わせは (株)日本照明器具工業会 へ御願います。
 東京都台東区上野 3-2-1 フジオビル 電話 03-3833-5747
 FAX 03-3833-8455

(別添2)

業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器に係る安全対策の方法

1. PCB使用安定器に係る業務用・施設用照明器具を確認した場合には、すみやかに当該照明器具の交換又は撤去（以下「交換等」という。）を行う。
2. ただちに交換等を行うことが困難な場合には、交換等を行うまでの応急措置として、PCB使用安定器に係る照明器具であることを記録したうえで、PCB使用安定器の脱落を防止するため、固定等の必要な措置を講じる。この場合も、すみやかに当該照明器具の交換等を行うことが必要である。

(別添3)

PCB使用安定器の保管の方法

PCB使用安定器廃棄物の保管にあつては、廃棄物処理法施行規則に定められている特別管理産業廃棄物保管基準（規則第8条の13）に従って保管することが必要である。基準の内容及び具体的に考えられる保管の方法は、次のとおり。

- 周囲に囲いが設けられていること。
 - ・ 保管場所に容易に他人が立ち入ることがないようにすべきである。
 - ・ 倉庫や保管庫など施錠できる場所での保管が望ましい。
- 廃棄物の種類などを表示した掲示板が設けられていること。
 掲示板は縦横それぞれ60cm以上とし、以下の事項を表示したものであること。
 - ① 特別管理産業廃棄物の保管場所であること。
 - ② 保管する特別管理産業廃棄物の種類
 - ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- 飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。
 （・ ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましい。）
- ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 他の物が混入するおそれのないよう仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。
 （・ ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましい。）
- PCB廃棄物については、容器に入れ密封すること等揮発の防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
 - ・ ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましい。
 - ・ ボイラー室など高温にさらされる場所は避けるべきである。
- PCB汚染物又はPCB処理物については、腐食防止のために必要な措置を講ずること。
 （・ ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましい。）

資料3

PCB廃棄物処理推進に係る立法措置のポイント

- 排出者、国及び地方公共団体、PCB製品等の利用者並びにPCB製品等の製造者の責務
- PCB廃棄物の届出
- PCB廃棄物の一定期間内の適正処理の義務
- 迅速な適正処理の実現のためのPCB廃棄物適正処理基金の創設
- PCB処理のための環境事業団の活用
- その他

マニフェスト制度が変わりました。

平成12年6月の改正により排出者責任の立場から、産業廃棄物が中間処分に止まらず最終処分場で処分されるまでの間をも確認することが義務づけられました。

例えば、「木くず」を中間処理業者に委託し、焼却処分をしてもらう場合は、従来であれば、マニフェストは中間処理業者まででよかったけれど、今回の改正では焼却灰が最終処分される処分場の場所、最終処分年月日等も確認することが義務づけられました。

また、罰則も適用範囲が拡大され、従来は虚偽記載のみであったものが、今回の改正では、不交付、虚偽管理票交付及び保存義務違反も罰則の適用を受けるようになりました。

マニフェストにかかる改正条文の施行は平成13年4月1日となっております。

こうした改正から、マニフェストも新しい様式になりますのでご注意願います。

マニフェスト制度とはなんですか？

マニフェストは、平成2年度から厚生省の行政指導で始まった制度です。平成5年4月1日からは、特に重要な管理が必要な産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）について、マニフェスト制度が義務づけられました。

さらに、平成10年12月1日からは、全ての産業廃棄物の処理がマニフェスト制度の対象となりました。

このマニフェストは、産業廃棄物を他人に処理委託（収集運搬、処分のいずれを問わない）する場合に、その産業廃棄物を排出する排出事業者自らが交付するもので、排出者、収集運搬業者及び処分業者がいつどのように運びどのように処理したかをそれぞれが分かるようにした制度です。

廃掃法施行令の改正について

公布 平成12年11月29日

施行 平成13年2月1日

改正の要点

- (1)新築、改築に伴うコンクリートがら等を産業廃棄物に追加
- (2)PCB が付着した陶磁器くずを特別管理産業廃棄物に追加
- (3)木くず、がれき類の破碎施設（処理能力5 t / 日以上）を許可対象施設に追加
 - ・移動式施設は当分の間許可を要しない。（自社処理施設のみ。）
 - ・既存施設は許可を受けたものとみなす。
 - ・既存施設は平成13年4月30日までに届出を行う

参考

官報 平成12年11月29日(木) 号外第243号

～E工場（岐阜県環境配慮事業所）として59事業所を登録～

岐阜県健康福祉環境部
環境管理課大気環境係

E工場は、事業者の皆さんの環境に配慮した自主的、積極的な取り組みを行政が促すことにより、地域の環境の向上を目的とした全国で初めての制度ですが、11月14日(火)に第1回の登録決定を行い、11月30日(木)に各地域振興局で登録証を交付しました。

記

登録について

- (1)登録事業所数 59事業所
(振興局区分)

地域振興局名	登録事業所数
岐 阜	13
西 濃	10
中 濃	17
東 濃	12
飛 騨	7

(主な業種別)

業 種	登録事業所数
窯業・土石製品製造	12
電気機械器具製造	11
金属製品製造	11
輸送用機械器具製造	6
一般機械器具製造	5
医薬品製造	4
その他の製造業等	10

- (2)登録事業所名 別紙1のとおり
(3)今回のE工場の特筆事項

登録したE工場では、化学物質の適正管理及び排出量の削減、廃棄物の削減、リサイクルの推進、地球環境保全のための節電等のCO₂削減、緑化率の向上などに積極的に取り組んでいます。なかでも特筆事項については以下のとおりです。

特 筆 事 項	事 業 所 数
・廃棄物量10%以上削減し、リサイクル実施	39/59 (66%)
・化学物質の大気中への排出防止等削減に努力	33/49 (67%)
・CO ₂ 排出量6%以上削減	26/59 (44%)
・大幅な緑化(緑化率11%以上)の推進	11/59 (19%)
・産業廃棄物排出ゼロを目標	7/59 (12%)

なお、今回初めての審査会であり、ISO14001認証取得事業所44社が登録され、全体の75%でした。

- (4)今後の予定
第2回 登録審査会の開催(平成13年2月予定)
(5)E工場の概要(参考資料:別紙2)

E工場の特徴

公害防止対策及び化学物質の適正管理をはじめ、廃棄物・リサイクル対策、地球環境保全対策、緑化への取り組み及び地域の環境保全活動への協力・支援など、別に定める登録要件に適

合する事業所を「E工場（岐阜県環境配慮事業所）」として登録します。

なお、ISO14001取得事業所については、優先的に取り扱います。

(E工場登録制度とISO14001の相違点)

E工場登録制度	<ul style="list-style-type: none"> • 事業者、行政及び地域住民が連携して地域の環境保全を図ることを目的としている。 • 環境配慮事項をインターネット等、全国に公開します。 • モデル事業所を県内10ヶ所程設定し、工場見学、環境教育を実施する。 • 事業所のネットワーク化による情報交換会を開催し、事業所のレベルアップを図る。 • 簡易な制度であり、経費もかからない。
ISO14001	<ul style="list-style-type: none"> • 環境管理に関する国際規格である。 • 認証は民間機関であり民間主導型である。 • 多くの労力と経費が必要である。

(別紙1)

(E工場) 環境配慮事業所登録一覧表

岐阜地域登録事業所一覧

事業所名	所在地
(株)岡本	岐阜市駿町5番地
(株)KVK本社・本社工場	岐阜市黒野308番地
大日コンサルタント(株)	岐阜市藪田南3-1-21
東芝コンピュータテクノロジー(株)岐阜工場	各務原市鷺沼大伊木町3-36
川崎重工業(株)航空宇宙事業本部航空宇宙事業部	各務原市川崎町1番地
天龍工業(株)	各務原市蘇原興亜町4ノ1
ムトー精工(株)	各務原市鷺沼川崎町1丁目60番地の1
岐阜車体工業(株)	各務原市三ツ池町6の455
エーザイ(株)川島工園	羽島郡川島町竹早町1
日本インシュレーション(株)生産事業部	本巣郡穂積町大字野田新田字北沼4064-1
住友大阪セメント(株)岐阜工場	本巣郡本巣町山口11番地
明治製菓(株)岐阜工場	本巣郡北方町北方2890番地
ヨーコン(株)岐阜工場	本巣郡本巣町山口118-1

西濃地域登録事業所一覧

事業所名	所在地
(株)三進	大垣市二葉町7丁目12番地
岐建(株)本社機材部	大垣市西崎町2丁目46番地
大垣化成工業(株)	大垣市本今町1530番地
神鋼造機(株)	大垣市本今町1682番地の2
(株)りゅういき上石津工場	養老郡上石津町牧田二又3434番地の21
ミズノ(株)養老工場	養老郡養老町高田307-5
上田石灰製造(株)上石津工場	養老郡上石津町牧田字二又3434番地
三洋電機(株)岐阜事業所	安八郡安八町大森180
東レ(株)岐阜工場	安八郡神戸町900-1
(株)リョウテック岐阜工場	揖斐郡池田町荻井上村北85-3

中濃地域登録事業所一覧

事業所名	所在地
フェザー安全剃刀(株)研究所事業所	関市元重町57番地
フェザー安全剃刀(株)関工場事業所	関市日の出町1丁目17番地
貝印(株)関田原流通センター	関市新迫間68
カイイングストリーズ(株)千疋工場	関市千疋2000
カイイングストリーズ(株)田原工場	関市新迫間68
カイイングストリーズ(株)一の門工場	関市小瀬1181-27
カイイングストリーズ(株)小屋名本社工場	関市小屋名1110
ソニー美濃加茂(株)	美濃加茂市本郷町9-15-22
(株)日立情映テック岐阜工場	美濃加茂市加茂野町471番地
フェザー安全剃刀(株)美濃工場事業所	美濃市松森600番地-1
富士電機冷機製造(株)	可見市姫ヶ丘3丁目1番地
カヤバ工業(株)岐阜南工場	可見市土田505番地
カイイングストリーズ(株)大和剣工場	郡上郡大和町剣浄寅1470-1
(株)青山製作所岐阜工場	郡上郡美並村山田1881の1
明宝特産物加工(株)	郡上郡明宝村気良47番地の3
(株)神測カヤバ製作所	加茂郡七宗町神測1718
(株)川辺カヤバ製作所	加茂郡川辺町中野8-35

東濃地域登録事業所一覧

事業所名	所在地
(株)TYK	多治見市大畑町3-1
太陽社電気(株)	多治見市小田町6-1
三菱電機(株)中津川製作所	中津川市駒場町1番3号
富士通テン(株)中津川工場	中津川市苗木2110番地
ソニー瑞浪(株)	瑞浪市小田町1905
神明工業(株)	土岐市土岐津町土岐口1372-1
(株)東濃 I N A X 笠原第二工場	土岐市妻木町3246番地の37
(株)タカコム土岐工場	土岐市下石町字西山304-709
明和工業(株)	土岐郡笠原町993
(株)東濃 I N A X 笠原第一工場	土岐郡笠原町4022番地
明智セラミックス(株)	恵那郡明智町1614番地
(株)東濃 I N A X 明智工場	恵那郡明智町大田125番地の3

飛騨地域登録事業所一覧

事業所名	所在地
大洋薬品工業(株)高山工場	高山市松之木町1044-22
飛騨産業(株)	高山市名田町1丁目82番地の1
(株)金山カヤバ製作所	益田郡金山町戸部船野4350-130
田村プラスチック製品(株)萩原工場	益田郡萩原町宮田字大門1628-1
吉城薬品工業(株)	吉城郡古川町是重1丁目1-27
吉城電子工業(株)	吉城郡国府町宇津江2775番地
(株)K V K 飛騨古川工場	吉城郡古川町太江字三反田2438-1

E 工場 の 概 要

1 制度の主旨

岐阜県環境配慮事業所登録制度は、事業所の環境保全に関する自主的かつ積極的な取り組みを促進し、地域の環境の向上を目的とした**全国で初めての制度**です。

この制度の推進により次の事項への展開を図ります。

① 情報公開

環境配慮事項等を記者発表、市町村広報紙・エコメディアぎふ掲載等により公表し、地域住民の事業所への理解の増進等を図ります。

② 環境教育

10カ所程度をモデル事業所に選定し、事業所見学受入れや講師要請等環境教育を強化します。

③ 産業振興への応援

登録事業所のネットワーク化による情報交換会を開催し事業所自身のレベルアップを図ること、登録事業所のパンフレットの作成・配布を全国に発信する等産業振興への応援を行います。

2 登録制度の概要

(1) 登録

公害防止対策及び化学物質の適正管理をはじめ、廃棄物・リサイクル対策、地球環境保全対策、緑化への取り組み及び地域の環境保全活動への協力・支援など、別に定める登録要件に適合する事業所を「岐阜県環境配慮事業所」として登録します。

なお、ISO14001取得事業所については、優先的に取り扱います。

* 今年度の登録は、約100社を目標としています。

(2) 登録受付

平成12年8月1日から

(3) 登録審査会

第1回：平成12年11月2日（木）、第2回：平成13年2月予定

3 登録審査委員会

学識経験者、産業界及び県民代表から意見を聞き審査するため審査会を設置しました。審査会の委員については、次に示します。

役 職 等	氏 名	備 考
岐阜大学教授（流域環境研究センター長）	菊池多賀夫	委員長
岐阜県環境審議会会長	吉田 三郎	委 員
岐阜大学助教授（専門：経済学）	三井 栄	〃
岐阜県経営者協会専務理事	木下 孝二	〃
岐阜県地域婦人会連合会環境専門委員長	竹中 昌子	〃
岐阜県生活学校連絡協議会会長	金山富士子	〃

ダイオキシン類の自主測定はお済みですか？

～ダイオキシン類対策特別措置法の
特定施設を設置している事業者の皆様へ～

岐阜県健康福祉環境部
環境管理課環境安全担当

「ダイオキシン類対策特別措置法」による焼却炉等の特定施設の設置者の方は、法律で施設の届出とともに、年1回以上の排出ガス等のダイオキシン類測定や、排出基準の遵守が義務づけられています。

特に、排出ガス等のダイオキシン類測定は、法律施行日（平成12年1月15日）から1年以内の平成13年1月14日までに実施する必要がありますので、まだ測定を行っていない事業所については、下記事項に留意して早急に測定をしてください。

記

1 測定対象

特定施設から排出される排出ガス、ばいじん、焼却灰、排水

2 測定回数

年1回以上（平成13年1月14日までに実施）

3 報 告

測定結果は、試料採取後おおむね2ヶ月以内に、別紙様式により事業所を管轄する地域振興局又は事務所の環境課あて2部提出してください。

4 公 表

提出された測定結果は、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第4項の規定により公表されます。

測定結果を提出されない場合は、未報告である旨公表されます。

様式第6（第8条関係）

ダイオキシン類測定結果報告書

年 月 日

岐阜県知事

梶原 拓 様

報告者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名）

印

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 大気基準適用施設

採取年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	排出ガス量 (m^3 /日)	排出ガス中の酸素濃度 (%)	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng -TEQ/ m^3 N)	試料採取者	分析者	備考

表2 水質基準適用事業場

採取年月日及び時刻	測定場所		特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng -TEQ/L)	採水者	分析者	備考
	名称	排水量 (m^3 /日)						

- 備考
- 1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 測定結果については、第3条に基づき、別紙を用いて毒性等量を算出し、その結果を記載するとともに、別紙を添付するものとする。
 - 3 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
 - 4 大気基準適用施設にあっては表1、水質基準適用事業場にあっては表2に記載すること。
なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
 - 5 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとすること。
 - 6 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

別紙

測定したダイオキシン類の構成

整理番号	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価 係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF			0.1	
	1,2,3,7,8-PeCDF			0.05	
	2,3,4,7,8-PeCDF			0.5	
	1,2,3,4,7,8-HxCDF			0.1	
	1,2,3,6,7,8-HxCDF			0.1	
	1,2,3,7,8,9-HxCDF			0.1	
	2,3,4,6,7,8-HxCDF			0.1	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF			0.01	
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF			0.01	
	OCDF			0.0001	
Total PCDFs	—	—	—	—	
ポリ塩化ジベンゾキノリン	2,3,7,8-TeCDD			1	
	1,2,3,7,8-PeCDD			1	
	1,2,3,4,7,8-HxCDD			0.1	
	1,2,3,6,7,8-HxCDD			0.1	
	1,2,3,7,8,9-HxCDD			0.1	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD			0.01	
	OCDD			0.0001	
	Total PCDDs	—	—	—	—
Total (PCDFs+PCDDs)					
コブラナーPCB	3,4,4',5'-TeCB(#81)			0.0001	
	3,3',4,4'-TeCB(+77)			0.0001	
	3,3',4,4',5'-PeCB(+126)			0.1	
	3,3',4,4',5,5'-HxCB(+169)			0.01	
	2',3,4,4',5'-PeCB(+123)			0.0001	
	2,3',4,4',5'-PeCB(+118)			0.0001	
	2,3,3',4,4'-PeCB(+105)			0.0001	
	2,3,4,4',5'-PeCB(+114)			0.0005	
	2,3',4,4',5,5'-HxCB(+167)			0.00001	
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(+156)			0.0005	
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(+157)			0.0005	
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB(+189)			0.0001	
	Total コブラナーPCB	—	—	—	—
Total ダイオキシン類					

- 備考 1 大気の測定結果を記入する場合には、単位をng/m³（毒性等量にあっては、ng-TEQ/m³）とし、水質の測定結果を記入する場合には、単位をpg/L（毒性等量にあっては、pg-TEQ/L）とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 用語の定義は、日本工業規格K0311又はK0312によること。
- 6 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

様式

ダイオキシン類測定結果報告書 (ばいじん等)

年 月 日

岐阜県知事
梶原 拓 様

報告者 (氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

印

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表

採取年月日 及び時刻 (開始時刻～ 終了時刻)	試料種別	採取箇所	特定施設の 名称及び 使用状況	分 析 年月日	測定結果 (ng-TEQ /g)	試料採取者	分 析 者	備 考

- 備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 試料種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物（処理方法）の別を記載すること。
 3 使用状況については、ばいじん等の排出時における焼却対象物の種類、焼却量等を記載すること。
 4 測定結果については、別紙を用いて毒性等量を算出し、その結果を記載するとともに、別紙を添付するものとする。
 5 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
 6 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

別紙

測定したダイオキシン類の構成

整理番号		実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価 係数	毒性等量
ポリ塩化ジペンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF				0.1	
	1,2,3,7,8-PeCDF				0.05	
	2,3,4,7,8-PeCDF				0.5	
	1,2,3,4,7,8-HxCDF				0.1	
	1,2,3,6,7,8-HxCDF				0.1	
	1,2,3,7,8,9-HxCDF				0.1	
	2,3,4,6,7,8-HxCDF				0.1	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF				0.01	
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF				0.01	
OCDF				0.0001		
Total PCDFs	—	—	—	—		
ポリ塩化ジペンゾフラン	2,3,7,8-TeCDD				1	
	1,2,3,7,8-PeCDD				1	
	1,2,3,4,7,8-HxCDD				0.1	
	1,2,3,6,7,8-HxCDD				0.1	
	1,2,3,7,8,9-HxCDD				0.1	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD				0.01	
	OCDD				0.0001	
	Total PCDDs	—	—	—	—	
	Total (PCDFs+PCDDs)	—	—	—	—	
コブラナーPCB	3,4,4',5'-TeCB(#81)				0.0001	
	3,3',4,4'-TeCB(#77)				0.0001	
	3,3',4,4',5'-PeCB(#126)				0.1	
	3,3',4,4',5,5'-HxCB(#169)				0.01	
	2',3,4,4',5'-PeCB(#123)				0.0001	
	2,3',4,4',5'-PeCB(#118)				0.0001	
	2,3,3',4,4'-PeCB(#105)				0.0001	
	2,3,4,4',5'-PeCB(#114)				0.0005	
	2,3',4,4',5,5'-HxCB(#167)				0.00001	
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#156)				0.0005	
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#157)				0.0005	
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB(#189)				0.0001	
Total コブラナーPCB	—	—	—	—		
Total ダイオキシン類	—	—	—	—		

- 備考 1 測定結果を記入する場合にあっては、単位をng/g（毒性等量にあっては、ng-TEQ/g）とする。
 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
 5 用語の定義は、日本工業規格K0311によること。
 6 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

環境白書【平成12年】の概要

岐阜県健康福祉環境部環境政策課

岐阜県環境基本条例第9条の規定により、本県における生活環境及び自然環境の状況（平成11年度）と環境保全に関する施策（平成11年度及び平成12年度）をとりまとめ、「環境の状況及び環境の保全・創出に関する報告」として9月19日に県議会で報告したものを「環境白書」として発行するものです。

岐阜県環境基本条例

第9条 知事は、毎年、県議会に環境の状況並びに県が豊かで快適な環境の保全及び創出に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告を、毎年公表しなければならない。

○今年度の環境白書の構成は次のとおりです。

第1部 総説

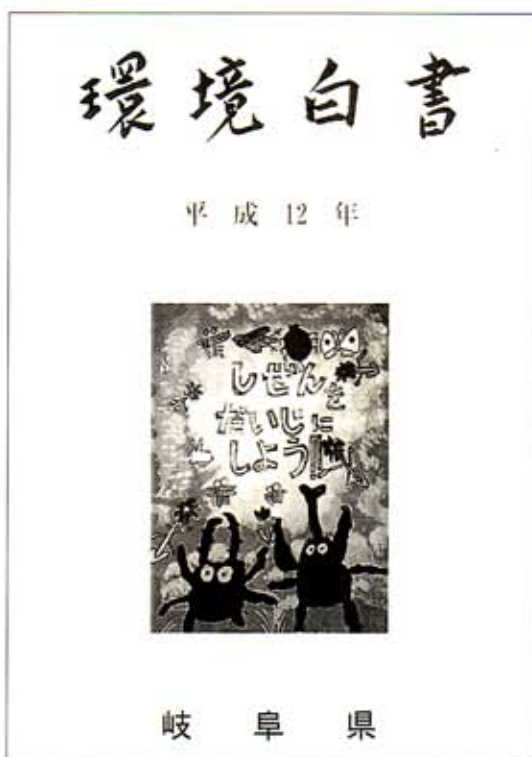
（国及び本県の動向、環境の概況、環境保全対策の総合的推進について記述）

第2部 生活環境の状況及び保全に関して実施した施策（平成11年度の環境の状況及び保全対策、公害の苦情、公害の防止に関する調査研究等について記述）

第3部 自然環境の状況及び保全と活用に関して実施した施策（平成11年度の自然環境の状況とその保全対策について記述）

第4部 平成12年度において実施しようとする環境保全に関する施策

資料 大気環境、水環境、騒音、振動等の測定データ、特定施設の数等



なお、本白書は、岐阜県環境推進協会（環境局環境管理課内）において販売しています。（1冊1,700円）

平成12年度第4回理事会開催

平成12年度第4回理事会（書面表決）が平成12年10月13日（金）に開催されました。

この理事会は「新規加入会員の承認について」開催されたもので、正会員8名、賛助会員2名が全理事の賛同を得て承認されました。

平成12年度第5回理事会開催



第5回理事会

12月18日（月）午前10時30分から岐阜市内の「サンピア岐阜会議室」に

おいて本年度第5回理事会が開催されました。

この理事会においては、次の議案が審議されいずれの議案も全員一致で原案どおり可決承認されました。引き続き協議事項として「損害保険（自動車保険・火災保険）集団扱制度の導入について」審議され平成13年2月1日を目途に導入することが承認されました。

第1号議案 平成12年度収支補正予算について

第2号議案 役員の選任について

第3号議案 委員会の委員構成について

第4号議案 新規加入会員の承認について

新理事の紹介

平成12年12月18日開催の第5回理事会において、理事、賛助会員西濃地域産業廃棄物処理推進協議会会長



中村重信氏が退任され、後任会長の曾我部誠氏が新理事に就任されましたのでご紹介します。

新委員の紹介

平成12年12月18日開催の第5回理事会において、委員会の構成員である賛助会員団体の代表者の異動があり、総務委員会委員、恵那地域産業廃棄物処理推進協議会会長三谷紘造氏が退任され、後任会長の吉村裕氏が、研修指導委員会委員、西濃地域産業廃棄物処理推進協議会会長中村重信氏が退任され、後任会長の曾我部誠氏が新委員に選任され、就任されましたのでご紹介します。

第2回研修指導委員会

第2回研修指導委員会が10月16日午前10時30分から開催され次の事項について審議されました。

議題

- 1 法令説明会の開催について
- 2 報告事項
厚生大臣認定 各種講習会開催状況
- 3 その他情報交換について

第3回広報編集委員会

第3回広報編集委員会が11月2日午前10時から開催され次の事項について審議されました。

議題

- 1 「ぎふ保全協会報（第45号）」の発行
- 2 その他情報交換について

県環境づくり県民会議推進大会開催

平成12年11月5日（日）岐阜市の県民文化ホール未来会館で「県環境づくり県民会議推進大会

会」が開催されました。同県民会議は平成8年11月、県の施策と連携を図りながら、県民団体や事業者団体と行政が一体となって環境保全に取り組むための推進母体となる「岐阜県環境づくり県民会議」が設立され、平成9年2月に開催された設立記念大会では、4つの活動方針を確認するとともに「ごみ減量化・リサイクル推進宣言」を採択するなど、ごみ減量化、リサイクルの推進をはじめ各種の環境保全活動に取り組んでこられました。

平成12年度の大会には会員だけでなく、広く一般県民に対しても参加を呼びかけられ、次のスケジュールで講演・討議されました。

1 基調講演「地球温暖化について」

講師 全国地球温暖化防止活動推進センター
次長 中村 裕氏

2 分科会

①「ごみ減量化を考える」

事例発表 池田町牛乳パックを集める会
同会長 石井智恵子 氏

②「自然環境保全を考える」

事例発表 保古の湖における湿地の保全
保古の湖環境レンジャー 吉澤 守 氏

③「環境教育を考える」

事例発表 ホタルが舞い、ハリヨも泳ぐ
学校づくり
大垣市立小野小学校教頭 久野 悟 氏

改正「廃棄物処理法」等法令説明会開催

平成12年6月の廃棄物処理法等の改正に伴い、会員に対する説明会を平成12年11月16日(木)午後1時より岐阜産業会館・文化ホールにおいて次により開催しました。

参加者360名(正会員、賛助会員その他建設業協会、建築工業会会員等)

説明会は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律法令集、改正・廃棄物処理法のポイント等を配布し、これにより各講師から詳しく説明されました。

法令説明会

- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律について

講師：建設省建設経済局建設業課建設事務官
菅昌 徹治 氏



改正「廃棄物処理法」等法令説明会

- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律について

講師：東海農政局生産流通部企業流通課農政調整官
南部 哲弥 氏

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正について

講師：岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課技術主査
松永 良治 氏

第2回岐阜県家電リサイクル推進協議会の開催

第2回岐阜県家電リサイクル推進協議会が下記にて開催されました。

また午後から通商産業省電気機器課の岩田 悟志課長を招いて特別研修会が開催されました。(林専務が代理出席)

記

- 1 日時 平成12年11月17日(金)
午前10時～11時30まで
- 2 場所 県民ふれあい会館大会議室
- 3 議題 ・家電リサイクル法の最近の状況について

- 指定引取場所について
- 市町村の家電リサイクル法への対応方針の調査結果について
- 家電リサイクル法の施行に向けた今後の方針について
- 県民への普及啓発方法について
- その他

4 特別研修会 13時30分～15時

「家電リサイクル法について」

講師 通商産業省電気機器課課長

岩田 悟志 氏

知事感謝状贈呈される

平成12年11月20日(月)長良川国際会議場において、岐阜県企業リサイクルフォーラム開催にさきだち、平成12年8月19日(土)、20日(日)の2日間、美濃市曾代地区に放置されている廃タイヤの撤去を、県職員のボランティア活動に協力されました下記の会員の皆様に岐阜県



知事感謝状贈呈式

知事の感謝状が桑田宜典副知事より贈呈されました。

・株式会社
粥川商店

- 住友大阪セメント株式会社岐阜工場
- 日本環境 株式会社
- 株式会社 研木村
- 株式会社 美濃環境保全社

岐阜県企業リサイクルフォーラム開催

平成12年11月20日(月)午後1時30分より長良川国際会議場で下記のスケジュールで、資源循環型社会を実現するためにはどうしたらよいか、廃棄物の排出抑制や再資源化などに

いかに取り組むべきかを探るため、岐阜県企業リサイクルフォーラムが開催され林専務理事・松永事務局長が出席しました。

全国正会員会長・理事長会議開催

社団法人全国産業廃棄物連合会全国正会員会長・理事長会議が下記にて開催され、中本貞実理事長が出席し協議されました。

1 日時：平成12年11月24日(金)

会議 15：00～17：30

2 会場：ホテルグランヴィア岡山クリスタル

3 議題

- ①正会員の法人の実態と産業廃棄物処理業界の今後の動向について
- ②今後の連合会のあり方について
- ③その他

4 施設見学について

①日時：平成12年11月25日(土)

9：30～11：30

②場所

株式会社西日本アチューマツクリーン
岡山県岡山市藤原50-1

全国正会員事務局長会議開催

社団法人全国産業廃棄物連合会正会員事務局長会議が平成12年12月1日(金)午後1時30分から東京・明治記念館鳳凰の間において、各協会の専務理事・事務局長が出席して開催され、当協会からは、松永事務局長が出席しました。

また、当日は厚生省産業廃棄物対策室担当官から今後の廃棄物処理行政について説明がありました。

会議の主な内容は、下記のとおりです。

- 1 マニフェスト制度の改正に伴う取り扱いについて

2 厚生大臣認定講習会について

財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
常務理事 横野 克巳氏

3 連合会からのお知らせ

- ①全国正会員会長・理事長会議の開催結果について
- ②協会会員処理業者検索システムについて

③実務研修会について

④全国環境衛生・廃棄物関係課長会／第11回廃棄物部会資料

4 協会運営に関する情報交換

5 「今後の廃棄物処理行政について」

厚生省産業廃棄物対策室室長 由田 秀人氏

協会への入会のおすすめ

協会組織の拡充強化を図るため、会員の増強について会員各位にお願いします

入会のご案内

産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、失われつつある住民との信頼関係の回復に努めています。

こうした考え方に立って当協会は、産業廃棄物の処理を通して「安心して住める、岐阜県づくり」に貢献することを願っています。

については、産業廃棄物業界の方々が会員としての信用と各種事業の成果を享受され、事業経営の一助とされますようご入会をご案内申し上げます。

入会には

入会申込書（協会にあります）に記入し、当協会宛にお送りいただければ、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費の納入等についてお知らせします。

入会金

正会員 10,000円

※賛助会員については、入会金はありません。

会費

●正会員

区 分		金 額
産業廃棄物 処 理 業 者	収集運搬の許可	一律月額 10,000円
	中間処理の許可	
	最終処分の許可	
排 出 事 業 者		
再 生 利 用 指 定 業 者		

●賛助会員

賛助会員 年額 30,000円

納入方法

会費は、四半期毎に請求書をお送りします。（但、賛助会員は年1回）

新規加入会員の紹介

平成12年度第4回理事会（書面表決）を平成12年10月13日開催し次のとおり新規入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
大武建設株式会社 ☎058-231-3873	代表取締役 武山明伸	〒502-0842 岐阜市早田北堤外1901-6	中間処理業
小澤兄弟重機株式会社 ☎0575-24-2564	代表取締役 小澤忠	〒501-3207 関市黒屋862-2	収集運搬業
小澤小夜子(小澤建材) ☎0575-22-0190	—	〒501-3207 関市黒屋260-12	収集運搬業
株式会社北川工務店 ☎058-392-5035	代表取締役 北川晴一	〒501-6217 羽島市正木町須賀小松459	収集運搬業
木村義人(木村工業) ☎0574-67-1990	—	〒505-0115 可児郡御嵩町井尻89-8	収集運搬業
日本通運株式会社岐阜支店 ☎058-252-1211	支店長 十鳥泰齊	〒500-8680 岐阜市長住町10-1	収集運搬業
林忠義(塩ビ管リサイクル) ☎0585-22-6295	—	〒501-0602 揖斐郡揖斐川町若松113	収集運搬業
有限会社益田清掃社 ☎0576-25-2683	代表取締役 熊崎守男	〒509-2202 益田郡下呂町森702	収集運搬業

〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
株式会社全圏調査試験所 ☎0586-76-5050	所長 熊谷学	〒491-0827 一宮市三ツ井4-15-3	
千代田電子工業株式会社いわむら工場 ☎0573-43-3888	工場長 鈴木雅光	〒509-7403 恵那郡岩村町矢坪2453-21	
馬淵勇治 ☎0585-32-1605	—	〒501-0521 揖斐郡大野町黒野1896	

協会だより

平成12年度第5回理事会を12月18日開催し次のとおり新規入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
大道株式会社 ☎0574-53-4009	代表取締役 横 関 宏 也	〒509-0303 加茂郡川辺町石神681-1	収集運搬業
日本道路株式会社関合材センター ☎0575-28-3391	所長 米 村 正 光	〒501-3954 関市千疋町字下野1720	収集運搬業

〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
青木洋智 (青木行政書士事務所) ☎058-326-3278	—	〒501-0224 本巣郡穂積町大字稲里157-1	
大山照子 (行政書士大山照子事務所) ☎058-253-3715	—	〒500-8326 岐阜市吹上町6-202	
大福商事株式会社 ☎058-233-0243	代表取締役 伏 見 二 彦	〒500-8833 岐阜市神田町9-22	
磐工業株式会社 ☎058-241-3850	代表取締役 森 正 一	〒501-3155 岐阜市岩田坂3-2-3	

参考 会員の移動状況

会員区分	9月5日現在	入会数	退会数	12月18日現在	増減
正会員	299	10	4	305	6
賛助会員	84	7	2	89	5
特別会員	2	-	-	2	-
合 計	385	17	6	396	11

廃棄物処理施設整備に対する 日本政策投資銀行の融資制度について

日本政策投資銀行環境・エネルギー部

日本政策投資銀行は、平成11年10月1日日本開発銀行と北海道東北開発公庫の業務を継承して発足した政府系金融機関であり、一般の金融機関が行う融資等を補完・奨励することによって、我が国の経済社会政策に寄与することを目的としています。

本行発足時に環境事業団の貸付業務が移管された結果、現在、政府系金融機関による廃棄物処理業者への融資は、本行、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫が行っており、事業者の企業規模や融資期待金額等を考慮のうえ、適切な対応に努めています。

以下、本行融資制度「適正に廃棄物を処理するための施設整備」の概要（下表参照）について説明します。まず、金利についてですが、ご契約時の金利水準で、融資期間にわたって固定されます。なお、政策金利Ⅱ・Ⅲともに現在（平成12年11月10日）は2.25%ですが、市場動向によって変動する事がありますので、ご留意下さい。

次に、融資比率（設備投資額に対する融資上限額の割合）ですが、企業規模や融資対象施設によって40～90%となりますので、詳細はご確認下さい。

また、融資期間につきましては、具体的には設備の耐用年数や事業の収益性等を勘案して決めさせていただきます。なお、下表にはありませんが、担保は原則必要となります。

最後になりましたが、融資の形態として、①本行が「直接貸付」する制度 ②民間金融機関の窓口を通じて「代理貸付」する制度があります。代理貸付では融資上限額（5億円）を定めていますが、それ以外の融資条件は直接貸付と同一です。また、代理貸付では、融資可否の決定等は代理金融機関に完全に委任されていますので、手続き等につきましては代理金融機関にお尋ね下さい。代理金融機関名の紹介は本行窓口にお問い合わせ致します。

〈参考〉

日本政策投資銀行の概要

平成12年度出融資計画額：22,300億円

平成12年3月末出融資残高：189,232億円

店舗数：本店（東京）・10支店・8事務所

○融資条件

区 分	金利（*1）		融資比率（*3）		融資期間	据置期間
	中小企業等（*2）	その他	中小企業等	その他		
産業廃棄物 処理施設	政策金利Ⅲ	政策 金利Ⅱ	80%	50%	15年以内	3年以内
一般廃棄物 処理施設	政策金利Ⅱ またはⅢ	政策 金利Ⅱ	40% また は80%	40% また は50%		

（*1）平成12年11月10日現在、政策金利Ⅱ・Ⅲとも年2.25%。

（*2）中小企業等とは、中小企業指導法に定める中小企業、第1・3セクター、地方公共団体を指す。

（*3）ダイオキシン対策の設備投資については融資比率が中小企業等90%、その他70%までとなる場合があります。

お問い合わせ窓口

日本政策投資銀行本店 環境・エネルギー部 電話 03-3244-1620
 〃 東海支店 企画調査課 電話 052-231-7564

平成12年度岐阜県中小企業資金融資制度（環境部門）のご案内

岐阜県農林商工部経営指導課

1 環境産業支援資金

資金用途	地球環境改善を積極的に図るための設備等の研究開発及び製品化に必要な事業資金
融資対象者	中小企業者、団体（ただし、県内での事業歴1年以上を要する）
融資限度額	設備資金 5,000万円 うち運転資金 2,000万円
融資利率	年1.7% （信用保証付の場合は年1.5%）
融資期間	設備資金 7年以内 （特例10年以内） （うち据置期間 1年以内）
	運転資金 5年以内 （うち据置期間 1年以内）
取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、信用組合、県信連、農協、商工中金。

*融資期間の特例10年以内とは、減価償却資産耐用年数が7年を超える設備で、知事が必要と認めるもの

・環境産業支援資金における「地球環境改善を積極的に図るための設備等の研究開発及び製品化」とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 省エネルギー機械設備等の研究開発、製品化。
- イ 石油代替エネルギー利用機械設備等の研究開発、製品化。
- ウ 産業廃棄物の再資源化・工場廃水等の再利用（リサイクル関連）等省資源に資する機械設備等の研究開発、製品化。
- エ 環境保全のための機械設備等の研究開発、製品化。
- オ “地球にやさしい”商品の研究開発、製品化。

2 省エネ・リサイクル・環境ISO構築等支援資金

資金用途	地球環境改善を積極的に図るための設備等の導入に必要な事業資金
融資対象者	中小企業者、団体（ただし、県内での事業歴1年以上を要する）
融資限度額	設備資金 5,000万円 うち運転資金 2,000万円
融資利率	年1.7% （信用保証付の場合は年1.5%）
融資期間	設備資金 7年以内 （特例10年以内） （うち据置期間 1年以内）
	運転資金 5年以内 （うち据置期間 1年以内）
取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、信用組合、県信連、農協、商工中金

*融資期間の特例10年以内とは、減価償却資産耐用年数が7年を超える設備で、知事が必要と認めるもの

・省エネ・リサイクル・環境ISO構築等支援資金における「地球環境改善を積極的に図るための設備等の導入」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 省エネルギー機械設備等の導入。
- イ 石油代替エネルギー利用機械設備等の導入。
- ウ 産業廃棄物の再資源化・工場廃水等の再利用（リサイクル関連）等省資源に資する機械設備等の導入。
- エ 環境保全のための機械設備等の導入。

お問い合わせ先

岐阜県農林商工部 経営指導課資金融資係

TEL 058-272-1111 内線 3076・3077

産業廃棄物管理票（マニフェスト）様式変更のお知らせ

このたび、廃棄物処理法が改正され、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の様式が変更されます。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）をご利用いただいている皆様におかれましては、次の事項をご理解いただき、様式の変更に準備されるようお願い申し上げます。

1. 平成13年4月1日からは、新しい様式の産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用しなければなりません。
2. (社)全国産業廃棄物連合会では、平成13年1月中旬から新様式の産業廃棄物管理票（マニフェスト）を頒布いたします。
4. 平成13年1月から3月31日までは、新旧どちらの様式を使用しても差し支えありません。
5. 建設系廃棄物産業廃棄物管理票（マニフェスト）の様式も新しくなります。ほぼ同時期に頒布いたします。
6. 新旧様式の変更にもなう返品交換のお取り扱いはいたしませんので、計画的な購入をお願いいたします。

損害保険（自動車保険・火災保険）「集団扱制度」 発足について（お知らせ）

かねてより、当協会の会員、及び会員の従業員等の福利厚生事業の一環として、自動車保険・火災保険「集団扱制度」について検討し、このたび日本火災海上保険株式会社と契約し、平成13年2月1日から次により取り扱うこととなりましたのでご利用下さい。詳細は、直接日本火災海上保険株式会社募集担当へお問い合わせ下さい。

- ・保険の種類 自動車保険・火災保険（一時払）
- ・対象者 会員、会員の役員、従業員及び同居の親族、別居の扶養家族。
- ・特典 「一般契約よりも保険料各割安」現在の無事故割引も継続できる。（一部共済保険を除く）契約時に現金不要で加入できる。
- ・募集開始 平成13年2月1日から。
- ・問い合わせ先 日本火災海上保険株式会社 岐阜支店 営業二課
TEL 058-253-9813 担当：中山貴志

再生砕石の品質試験料金特別価格設定

この度、岐阜県指定の試験所である株式会社全圏調査試験所より賛助会員としてご入会を頂きましたので、これを機に当会員と「会員割引特別単価」を下記の通り特約いたしましたのでお知らせいたします。

なお、ご利用の場合には、当協会員である旨を告げ、当該試験所に直接依頼して下さい。
記

会 員 1 試料につき100,000円（税別）

非 会 員 1 試料につき250,000円（税別）

尚、試験項目については、「岐阜県建設工事共通仕様書」、「プラント再生舗装技術指針」（(社)日本道路協会）及び「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要項（岐阜県基盤整備部）」に規定する項目を実施致します。

試験項目

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| ① 骨材のふるい分け試験 | (JIS A 1102 準 拠) |
| ② 液性限界試験 | (JIS A 1205 準 拠) |
| ③ 塑性限界試験 | (JIS A 1205 準 拠) |
| ④ 粗骨材の比重及び吸水率試験 | (JIS A 1110 準 拠) |
| ⑤ 粗骨材のすり減り試験 | (JIS A 1121 準 拠) |
| ⑥ 突固め試験 | (JIS A 1210 準 拠) |
| ⑦ 修正 CBR 試験 | (舗装試験法便覧) |
| ⑧ 不純物量試験 | (岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱(土木部)) |

お問い合わせ先

〒491-0827 一宮市三ツ井4-15-3

岐阜県指定試験所

株式会社全圏調査試験所

TEL 0586-76-5050

担当：熊谷 学・鶴飼浩二

お知らせ

協会作成図書等のご案内

当協会では、次の図書を作成し会員に配布しました。ご希望の方には頒布します。(手持ちの量に限りがありますのでなくなりましたときはご容赦願います。)

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・法令集 価格2,500円(送料別)
2. 改正・廃棄物処理法のポイント 価格700円(送料別)
3. 岐阜県・岐阜市の産業廃棄物関係規程集

内容

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例、同施行規則、同指導要綱、各指針等。

岐阜市産業廃棄物の処理施設の設置等に関する指導要綱。参考省令産廃様式。産業廃棄物処理計画書策定の手引き。大規模建設工事等に係る産業廃棄物アセスメントの手引き。解体工事届出の手引き。小規模廃棄物焼却施設設置届出の手引き。を1冊にまとめて発行。1冊2,500円(送料別)

4. 協会要覧(平成12年9月発行)1冊2,000円(送料別)
5. よくわかる廃棄物処理実務のポイントB5版カラー刷り 1部500円(送料別)

編集後記

21世紀の輝かしい新年を迎え皆様おめでとうございます。本号は今世紀第1号となりました。昨年は、各地で色々なことがありました。異常気象による集中豪雨洪水、地震の多発による被害、廃棄物による環境汚染等々これらはかけがえのない地球、環境に対する配慮を忘れていた事への警鐘と受け止め、子孫に美しい地球を引き継ぐためにも今世紀は環境問題を大切に幕開けと頑張っていきたいと思えます。

廃棄物処分場の逼迫は昨年の福井県措置によるキンキクリーンセンターの受け入れ禁止により、現実の問題としてその影響が大きく

業界にとって誠に厳しいものがあります。昨年廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の制定等により拡充・整備が図られてきていますが、循環型社会への変換が急がれるとともに、最低限の最終処分場の確保が民間では不可能といわれる時、公共関与により推進されることを会員の皆様方とともに要望したいと思えます。

本年もこの「ぎふ保全協会報」の編集にあたり皆様方のご協力をお願い申し上げますとともに委員一同頑張りますのでどうかよろしくお願い申し上げます。

(山村けい)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 野村 清晴

委員 川合 清和 野々村 清 加藤 宏

中尾 勝 山口 繁

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用しております。)

会員(企業)紹介

会社名	サトマサ株式会社
代表者	代表取締役 佐藤 正行
所在地	愛知県津島市東柳原町1-26
電話	0567-28-3103
FAX	0567-26-4843
	リサイクルセンター
所在地	岐阜県海津郡海津町札野434
電話	0584-53-3103
FAX	0584-53-3104
創業	昭和25年6月10日
資本金	1,000万円
従業員数	21名(男子19名 女子2名)
	車両台数20台



◆事業概要(又は沿革)

- 昭和25年6月10日 先代が「製鉄、非鉄、製紙、ガラス屑商」創業
- 昭和34年11月25日 伊勢湾台風直後、本店を現住所に移転
- 昭和45年11月17日 サトマサ商店「代表者に佐藤正行」と名称変更
- 昭和49年11月25日 海津営業所(岐阜県海津郡海津町札野434-3)開設
- 昭和55年6月6日 一般廃棄物、産業廃棄物業務を開設
- 昭和59年6月6日 サトマサ株式会社と法人改組「代表取締役に佐藤正行が就任」
- 昭和63年5月13日 建設業(とび土工、機械器具設置工事業)取得、重量物、家屋解体業務を開設
- 平成2年7月7日 資本金400万円に増資
- 平成4年4月25日 本社新社屋完成
- 平成7年8月23日 資本金1,000万円に増資
- 平成10年7月12日 海津工場「リサイクルセンター」竣工

◆事業内容

- 再生資源回収業務・一般廃棄物及び産業廃棄物処理業務・自動車解体及び中古品販売業務
- 建造物の撤去解体及びリース物件の回収業務・古物売買業務・建物、備品の清掃及び管理業務
- 前各号に付帯する一切の業務

◆許可品目

[産業廃棄物]

- 収集運搬【岐阜県】 廃プラスチック類、廃油、汚泥、動植物性残渣、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、燃え殻。
- 【岐阜市】 廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、紙くず、繊維くず、木くず、がれき類、廃油、汚泥、動植物性残渣、燃え殻。
- 【愛知県】 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、金属くず(自動車等破砕物を除く)、ガラスくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く)、鉋さい、がれき類、ダスト類。
- 【名古屋市】 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類。
- 【三重県】 汚泥(有害なものを除く)、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類。
- 中間処理【岐阜県】 焼却：廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、廃油、動植物性残渣。
破砕・溶融：廃プラスチック類。
破砕：木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類。

[特別管理産業廃棄物]

- 収集運搬【岐阜県】 感染性産業廃棄物。
【愛知県】 感染性産業廃棄物。
- 中間処分【岐阜県】 感染性産業廃棄物。
(焼却)

お知らせ

次号46号(平成13年3月31日付発行予定)に会員(企業)紹介の掲載をご希望されます方は事務局までご連絡ください。

会員(企業)紹介

会社名	中部浄化工業株式会社
代表者	代表取締役 山口 繁
所在地	岐阜市北野西236番地
電話	058-229-3000
F A X	058-229-5383
創業	昭和46年6月11日
資本金	1,200万円
従業員数	常勤役員4名、非常勤役員1名、 従業員数24名



◆事業概要 (又は沿革)

- ・昭和46年6月11日 中部浄化工業株式会社設立・岐阜市指定業者許可2を受ける
- ・昭和53年11月10日 産業廃棄物処理業許可を受ける
- ・昭和53年12月22日 古物業商許可を受ける
- ・平成2年7月6日 廃棄物処理施設技術管理者資格取得 現在に至る

◆営業目的

- ・一般廃棄物収集運搬業
- ・産業廃棄物収集運搬業
- ・産業廃棄物処理業務
- ・これらに付帯する一切の業務

◆許可品目

[産業廃棄物]

収集運搬

【岐阜県】 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、鋳さい、がれき類、動植物性残渣、ダスト類、ガラスくず及び陶磁器くず。

【岐阜市】 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、鋳さい、がれき類、動植物性残渣、ダスト類、ガラスくず及び陶磁器くず。

中間処理

【岐阜市】 破碎：廃プラスチック類。

混合攪拌：汚泥。

- ・一般廃棄物収集運搬業：岐阜市

車両：2トンバッカー車 13台、2トン平ボディ車ダンプ車 8台、
4トンダンプ車 6台、バックホーン 3台、押しブル 3台。



会員(企業)紹介

会社名	フジムラサービス株式会社
代表者	代表取締役 野村 清晴
所在地	岐阜県大垣市室村町2丁目79番地
電話	0584-81-1956
FAX	0584-81-4398
創業	昭和49年3月
資本金	1,000万円



◆会社沿革

- 1 昭和49年3月 産業廃棄物収集運搬業、処分業開業
- 2 昭和63年2月 垂井町の一般廃棄物収集運搬開業
 - ・産業廃棄物の草分けを自負、事業主、住民の立場で親切丁寧敏速安全処理を念頭に今日も頑張っています。

◆事業内容

- ・産業廃棄物収集運搬業、一般廃棄物収集運搬業。
- ・産業廃棄物処分業。

◆許可品目

[産業廃棄物]

収集運搬【岐阜県】 燃え殻、汚泥、鉍さい、廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、木くず、金属くず、繊維くず、紙くず、動植物性残さ。

【岐阜市】 燃え殻、汚泥、ガラスくず及び陶磁器くず。

【名古屋市】 汚泥。

最終処分【岐阜県】 燃え殻、ガラスくず及び陶磁器くず、汚泥、鉍さい、廃プラスチック類、がれき類。(埋立処分)

[一般廃棄物収集運搬]

【垂井町】 可燃物

会員(企業)紹介

会社名 西尾商店
代表者 西尾 廣
所在地 中津川市駒場町3-41
電話 0573-65-2708
F A X 0573-66-7255



◆事業内容

- ・産業廃棄物収集運搬業
- ・一般廃棄物収集運搬業(中津川市)

◆許可品目

[産業廃棄物]

- 収集運搬【岐阜県】 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、動植物性残さ、鋳ざい、廃油。
- 【愛知県】 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く)、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く)、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類。
- 【豊田市】 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、金属くず(自動車等破砕物を除く)、ガラスくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く)。
- 【長野県】 燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類、汚泥、廃油、ゴムくず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず。

会員(企業)紹介

会社名 有限会社 黒田産業
代表者 代表取締役 黒田 良 蔵
所在地 岐阜市南鏡島2-93-3
電話 058-252-7601
F A X 058-252-7608

◆事業内容

- ・産業廃棄物収集運搬業
- ・リサイクル事業(廃プラスチック類、古紙、古鉄。)
- ・総合環境マネジメント業

[産業廃棄物]

- 収集運搬【岐阜県】 廃プラスチック類
【岐阜市】 廃プラスチック類

会員(企業)紹介

会社名 株式会社 野々村商店
代表者 代表取締役 野々村 清
所在地 岐阜県本巣郡徳積町野田新田3977-1
電話 058-327-4030
F A X 058-327-4089



◆事業内容

- 一般廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物収集運搬業・処理業

◆許可品目

[産業廃棄物]

収集運搬【岐阜県】汚泥、金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、木くず、がれき類。

【岐阜市】汚泥、金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、木くず、がれき類。

中間処理：破碎・溶融【岐阜県】廃プラスチック類（発泡スチロールに限る）。

[特別管理産業廃棄物]

収集運搬【岐阜県】感染性産業廃棄物。

会員(企業)紹介

会社名 平成舗道有限会社
代表者 代表取締役 鈴木 兼利
所在地 岐阜県可児市川合10
電話 0574-63-4687
F A X 0574-63-5771



◆事業内容

- 産業廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物中間処理業
- 再生合材、RC-40製造販売

◆許可品目

[産業廃棄物]

収集運搬【岐阜県】がれき類（アスファルト廃材）

中間処理【岐阜県】がれき類（廃アスファルト合材溶解施設）

会員(企業)紹介

会社名 有限会社 三浦産業
 代表者 代表取締役 三浦 茂
 所在地 岐阜県本巣郡穂積町穂積734-2番地
 電話 058-327-2934
 F A X 058-327-2948



◆事業内容

- ・産業廃棄物収集・運搬業
- ・建築工事・土木工事・建物解体業
- ・瞬間殺菌消毒洗浄機特約販売

◆許可品目

[産業廃棄物]

- 収集運搬【岐阜県】 廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、汚泥、金属くず、木くず、紙くず、繊維くず、燃え殻、ゴムくず、動植物性残さ。
 【岐阜市】 廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、汚泥、金属くず、木くず、紙くず、繊維くず、燃え殻、ゴムくず、動植物性残さ。
 【愛知県】 廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、汚泥、金属くず、木くず、紙くず、繊維くず、燃え殻、ゴムくず、動植物性残さ。
 【名古屋市】 廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず。
 【三重県】 廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず。

車両台数：重機・大型車輛他 21台

アルミ製 公営選挙用ポスター掲示板

地球にやさしく環境に適合



リサイクル

新型公営選挙用ポスター掲示板は自然環境保護を考え、リサイクル可能なアルミ材料としています。耐久性に優れているため耐用年数は木材製に比べ長く、不要になった際もリサイクルが再利用できます。

環境保全

木材・コルク・釘・釘金などの短期間製品は一切採用していませんので、材料調達時の環境汚染が全くなく、設置・撤去時のゴミもほとんど出ない様考慮しました。環境保護を推進する企業商品です。

町の美観

都市や町の景観を例え一時的にも壊すことのないように、スッキリとしたデザインで設計されたアルミ掲示板です。もちろん公営選挙用の企業通りの設計ですので安心してご利用いただけます。

設置・撤去効率

掲示板をつなぎ合わせるジョイントは専用器具だけです。設置や撤去が簡単におこなえ、人員も時間もあまりかからないよう工夫されています。区画数の多い設置にも対応できるように幅も備わっています。

ローコスト

レンタル提供させていただきますので、低コストでお役に立てます。ご予算や設置数、期間に応じて組み合わせを考案させていただきますので安心してレンタルしていただけます。また廃棄の費用も発生いたしません。

MARUZEN (株)丸善グループ

ダイオキシンの対策国民議会議員
 (社)岐阜県産業環境保全協会会員

公営選挙関連商品事業部

本社・工場

☎502-0803 岐阜市上土居2丁目3番9号

TEL 058-233-7011(代) FAX 058-233-9333

E-mail:maruzeng@fily.ocn.ne.jp http://www1.ocn.ne.jp/~maruzeng/

代理店・取扱店募集中!

アルミ製公営選挙ポスター掲示板掲示板 採用選挙管理委員会

- 北海道(3)・秋田県(1)・栃木県(1)・茨城県(2)
 群馬県(8)・埼玉県(0)・千葉県(1)・神奈川県(2)
 山梨県(9)・富山県(3)・福井県(2)・石川県(4)
 長野県(2)・静岡県(4)・愛知県(6)・岐阜県(4)
 三重県(2)・滋賀県(8)・奈良県(5)・和歌山県(1)
 兵庫県(2)・岡山県(2)・広島県(2)・山口県(1)
 愛媛県(1)・熊本県(2)・大分県(3)・宮崎県(4)
 鹿児島県(5)・福岡県(1)・沖縄県(1)



協会のシンボルマーク

平成13年1月1日発行

第45号

編集 社団法人 岐阜県産業環境保全協会
発行

理事長 中本 貞実

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 水産会館1階

TEL<058>272-9293

FAX<058>272-6764

印刷 共和印刷株式会社